

第6期 美里町障害福祉計画
第2期 美里町障害児福祉計画
(案)

令和●年●月
宮城県 美里町

目 次

第 1 章 計画の基本事項 1

- 1 計画策定にあたって 1
- 2 計画の位置付け・計画期間 2
- 3 策定体制 4

第 2 章 障害のある人を取り巻く環境 5

- 1 美里町人口・世帯数の推移 5
- 2 障害者（児）数の推移 6

第 3 章 計画の基本理念 10

- 1 第 3 期障害者計画について 10
- 2 施策に共通する横断的視点 11
- 3 第 6 期障害福祉計画について 12
- 4 第 2 期障害児福祉計画について 14

第 4 章 第 6 期障害福祉計画 15

- 1 第 5 期障害福祉計画の進捗 15
- 2 第 6 期障害福祉計画における成果目標の設定 21
- 3 障害福祉サービスの見込み量及び確保の方策 25
- 4 地域生活支援事業サービスの見込み量 38

第5章 第2期障害児福祉計画 43

- 1 第1期障害児福祉計画の進捗 43
- 2 第2期障害児福祉計画における成果目標の設定 46
- 3 障害児福祉サービスの見込み量及び確保の方策 48

第6章 計画の推進 53

- 1 計画の推進における連携 53
- 2 計画の進行管理 54
- 3 計画の普及・啓発 54

資 料 編 55

- 資料1 策定経過 55
- 資料2 策定委員会 56
- 資料3 用語解説 59

第 1 章 計画の基本事項

1 計画策定にあたって

美里町は平成 28 年 4 月に、人の和を大切に、住民と行政がともに力を出し、魅力ある地域づくりに努め、一人ひとりが輝き、「幸せ」と「豊かさ」を実感できるまちづくりを推進することを基本理念に、計画期間を 5 年とした美里町総合計画・美里町総合戦略を策定しました。障害福祉分野としては、障害の有無に関係なく、共に「生き生き」と暮らせるまちをつくることを目的として、安心して暮らせる地域づくりの推進の実現に向けて取り組みを進めています。

平成 30 年 3 月には、「障害のある人も、ない人も一人ひとりが輝き、ともに生きるまちづくり」を基本理念に掲げ、「地域生活支援の充実」・「暮らしやすい環境づくりの推進」・「自立支援と社会参加の促進」を基本目標とした平成 30 年から令和 5 年までの 6 年間の基本計画である「第 3 期美里町障害者計画」を策定しました。同時に、国の指針に即し、障害福祉サービス及び相談支援事業、地域生活支援事業の提供体制の確保を計画的に図るための「第 5 期美里町障害福祉計画」及び「第 1 期美里町障害児福祉計画」を策定し、サービスの提供に努めています。

このたび、平成 30 年度から令和 2 年度までを計画期間とした「第 5 期美里町障害福祉計画」及び「第 1 期美里町障害児福祉計画」が期間満了を迎えることから、現状分析や国の基本指針を踏まえ、「第 6 期美里町障害福祉計画」及び「第 2 期美里町障害児福祉計画」を策定するものです。

2 計画の位置付け・計画期間

(1) 計画の位置付け

各計画の法定上の位置付けは、次のとおりです。

- 障害者基本計画（障害者基本法 第11条 第3項）
⇒ 主に障害者施策の基本理念と施策の方向性を定めます。
- 障害福祉計画（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第88条 第1項）
⇒ 主に数値目標と障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の見込み量を定めます。
- 障害児福祉計画（児童福祉法 第33条の20 第1項）
⇒ 主に数値目標と障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援の見込み量を定めます。
- その他
⇒ 本計画は、障害者基本法に基づく障害者施策の基本理念と施策の方向性を定めた「美里町障害者計画」の一部をなすものであり、障害に関する福祉サービスに関する具体的な数値目標などを定めるものです。また、計画の策定にあたっては、上位計画である「美里町総合計画・美里町総合戦略」や「美里町地域福祉計画」及びその各分野別計画と整合性を図るものとします。

(2) 計画期間

本計画は、平成30年度から令和2年度までを計画期間とした第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画の見直しを行い、令和3年度から令和5年度までの計画期間とします。

図表 計画期間

平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
第 3 期美里町障害者計画 (平成 30 年度～令和 5 年度) (障害者基本法)						第 4 期美里町障害者計画 (予定) (障害者基本法)		
第 5 期美里町障害福祉計画 (現計画)			第 6 期美里町障害福祉計画 (令和 3 年度～令和 5 年度) (障害者総合支援法)			} 数値目標とサービスなどの見込量		
第 1 期美里町障害児福祉計画 (現計画)			第 2 期美里町障害児福祉計画 (令和 3 年度～令和 5 年度) (児童福祉法)					

（３）障害者の範囲

本計画における障害者の範囲は、障害者基本法の規定に基づき、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能に障害があるため、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける人を対象とします。また、高次脳機能障害や難病により同様な状態にある人も対象とします。



3 策定体制

(1) アンケート調査による障害者の意向把握

計画策定の基礎資料として、障害者（身体障害・知的障害・精神障害者（児）など）を対象に「第6期障害者計画策定のためのアンケート調査」（以下、「アンケート調査」という。）を実施しました。

(2) ヒアリングシートによるサービス提供事業所などの意向把握

計画策定の基礎資料として、サービス提供事業所などを中心に、「ヒアリング調査」を実施しました。

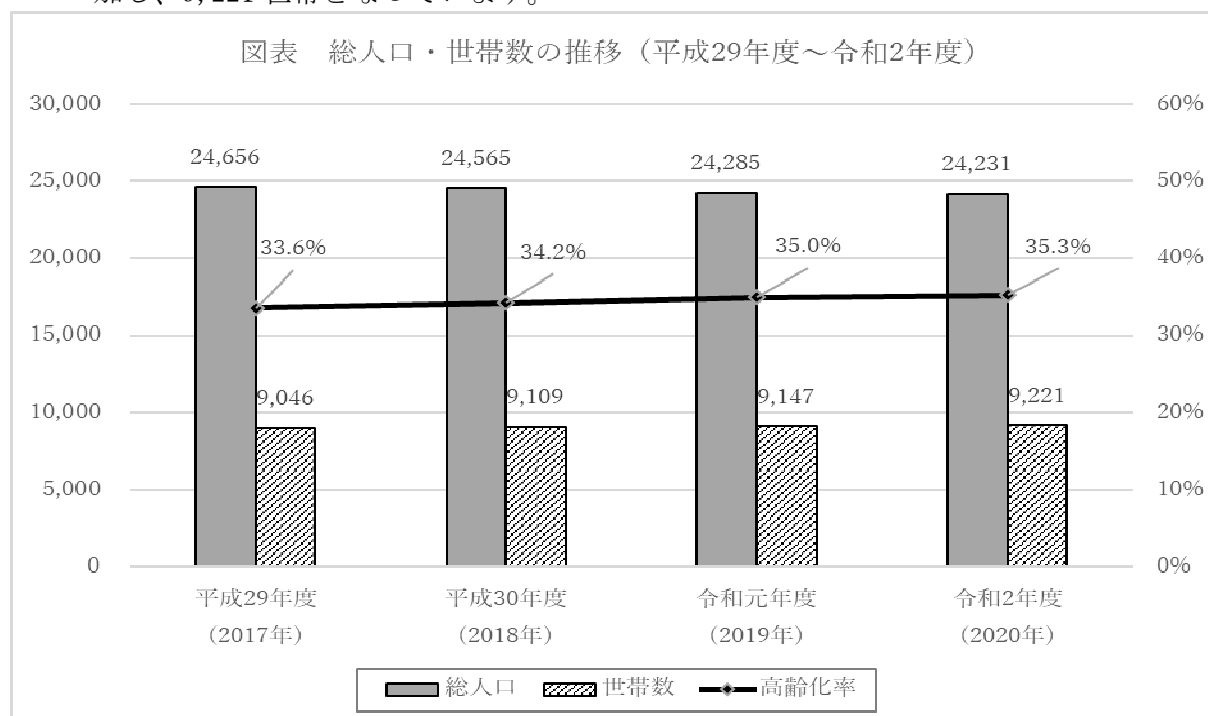
(3) 策定委員会による審議

本計画の策定は、住民、福祉団体の代表者、学識経験者、公共的団体の代表者などで構成する「美里町障害者計画等策定委員会」（以下、「策定委員会」という。）において、計4回、審議を行いました。

第2章 障害のある人を取り巻く環境

1 美里町人口・世帯数の推移

人口と世帯数の推移の把握として、平成29年以降の住民基本台帳における本町の総人口の推移をみると、平成29年度からの4年間で425人減少し、令和2年度では24,231人となっています。一方、世帯数は、平成29年度からの4年間で175世帯増加し、9,221世帯となっています。



（単位：人・％・世帯）

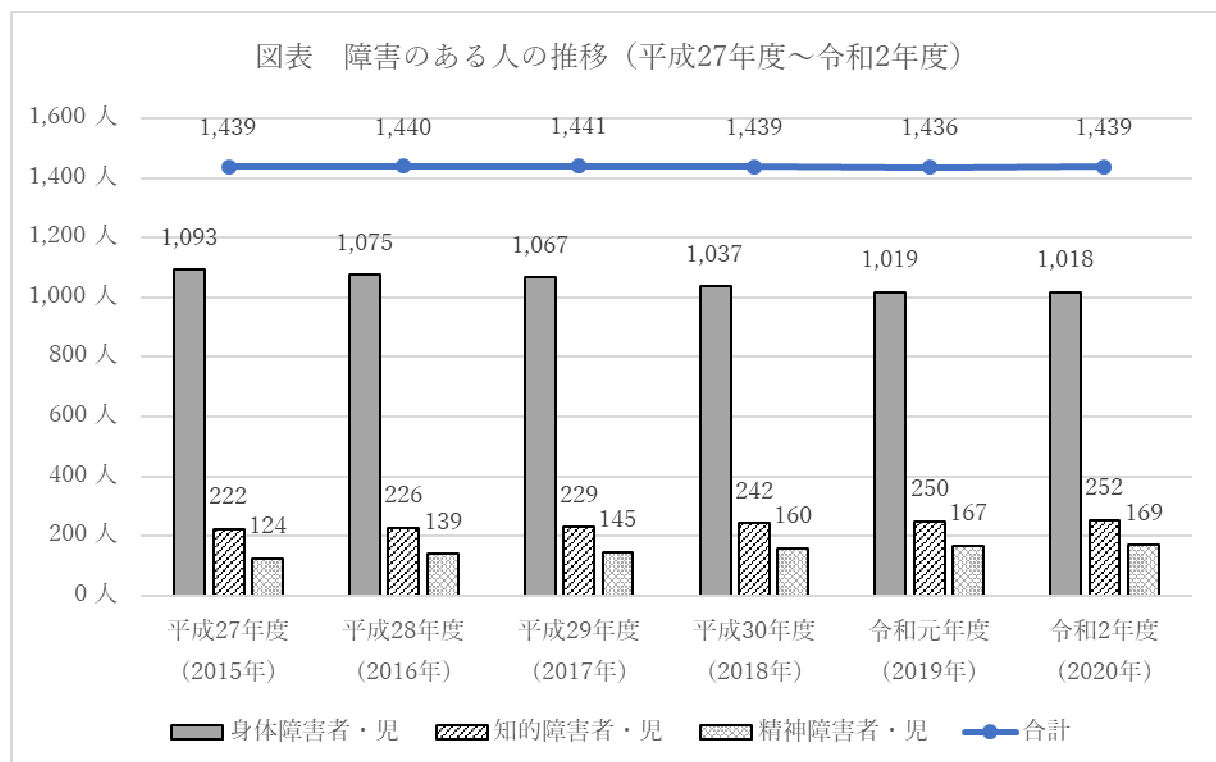
区分		平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
総人口		24,656	24,565	24,285	24,231
3区分別	年少人口 (15歳未満)	2,776	2,749	2,713	2,667
	生産年齢人口 (15～64歳)	13,586	13,424	13,069	13,020
	老年人口 (65歳以上)	8,294	8,392	8,503	8,544
高齢化率		33.6	34.2	35.0	35.3
世帯数		9,046	9,109	9,147	9,221

資料：住民基本台帳（各年度3月末現在、令和2年度は9月末現在）

2 障害者（児）数の推移

（１）障害手帳所持者数

本町の障害者（児）数の状況を、平成 27 年度以降（各年度 3 月末日現在）の手帳交付者数の推移からみると、身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者の総数は、ほぼ横ばいで推移しており、令和 2 年度は 1,439 人（重複含む）の方が障害者手帳の交付を受けています。また、住民基本台帳の総人口に占める障害手帳所持者の割合は 5.9%となっています。



（単位：人）

	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)
合 計	1,439	1,440	1,441	1,439	1,436	1,439
身体障害者・児	1,093	1,075	1,067	1,037	1,019	1,018
知的障害者・児	222	226	229	242	250	252
精神障害者・児	124	139	145	160	167	169

資料：健康福祉課（各年度 3 月末現在、令和 2 年度は 9 月末現在）

(2) 身体障害のある人

本町における身体障害者手帳所持者は年々減少傾向にあり、令和2年9月末現在の手帳所持者数は1,018人、本町の障害のある人の概ね7割(70.7%)を占め、ほとんどが18歳以上となっています。

手帳の等級別では「1級」が最も多く、令和2年の所持者数は310人、障害の種類別では、肢体不自由が533人で身体障害のある人全体の5割(52.4%)を占めています。

図表 身体障害のある人の推移(平成29年度～令和2年度)

(単位：人・%)

	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
身体障害者・児	1,067	1,037	1,019	1,018
18歳未満	14	17	19	17
18歳以上	1,053	1,020	1,000	1,001
障害者数全体に占める割合	74.0	72.1	71.0	70.7

図表 手帳の等級の推移(平成29年度～令和2年度)

(単位：人)

	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
1級	348	335	318	310
2級	172	160	157	156
3級	144	143	144	144
4級	268	261	261	271
5級	88	89	88	85
6級	47	49	51	52

図表 障害の種類の推移(平成29年度～令和2年度)

(単位：人)

	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
視覚障害	71	67	71	69
聴覚障害	84	79	79	80
平衡機能	1	1	1	1
音声言語	10	10	9	9
肢体不自由	586	556	538	533
心臓機能	171	184	181	183
じん臓機能	76	75	72	72
呼吸器機能	17	14	15	16
直腸機能	47	47	48	51
小腸機能	1	1	2	2
免疫機能	1	1	1	1
肝臓機能	2	2	2	1

資料：健康福祉課(各年度3月末現在、令和2年度は9月末現在)

（３）知的障害のある人

本町における療育手帳所持者は年々増加傾向にあり、令和２年９月末日現在の手帳所持者数は 252 人、本町の障害のある人の概ね 2 割（17.5%）を占めています。

また、令和２年の知的障害における年齢別の状況では、18 歳未満は 36 人、18 歳以上は 216 人となっています。

障害程度別にみると、令和２年の判定別では、重度である A 判定の方が 92 人、B 判定の方が 160 人となっており、A 判定、B 判定共に増加推移となっています。

図表 知的障害のある人の推移（平成 29 年度～令和 2 年度）

（単位：人・％）

	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)
知的障害者・児	229	242	250	252
18 歳未満	42	40	38	36
18 歳以上	187	202	212	216
障害者数全体に占める割合	15.9	16.8	17.4	17.5

図表 判定別の推移（平成 29 年度～令和 2 年度）

（単位：人）

	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)
A	82	86	92	92
B	147	156	158	160

資料：健康福祉課（各年度 3 月末現在、令和 2 年度は 9 月末現在）

（４）精神障害のある人

本町における精神障害者保健福祉手帳所持者は年々増加傾向にあり、令和２年９月末日現在の手帳所持者数は 169 人、本町の障害のある人の概ね 1 割（11.7%）を占めています。

手帳の等級別にみると、各年ともに２級が最も多く、令和２年では、100 人となっています。

図表 精神障害のある人の推移（平成 29 年度～令和 2 年度）

（単位：人・％）

	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)
精神障害者・児	145	160	167	169
障害者数全体に占める割合	10.1	11.1	11.6	11.7

図表 判定別の推移（平成 29 年度～令和 2 年度）

（単位：人）

	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)
1 級	21	16	18	17
2 級	88	92	97	100
3 級	36	52	52	52

資料：健康福祉課（各年度 3 月末現在、令和 2 年度は 9 月末現在）

本町における自立支援医療（精神通院医療）認定者数についても年々増加傾向にあり、令和 2 年 9 月末日現在は 376 人となっています。

図表 自立支援医療（精神通院医療）認定者数の推移（平成 29 年度～令和 2 年度）

（単位：人）

	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)
精神通院医療対象者	335	331	347	376

資料：健康福祉課（各年度 3 月末現在、令和 2 年度は 9 月末現在）

第3章 計画の基本理念

1 第3期障害者計画について

障害のある人も、ない人も
一人ひとりが輝き、ともに生きるまちづくり

障害について
理解や配慮の促進

住民、町、関係団体、
サービス提供事業所等
による連携、協働

ライフステージを
通じた支援の構築

本町では、「障害のある人も、ない人も一人ひとりが輝き、ともに生きるまちづくり」を基本理念に掲げ、「地域生活支援の充実」・「暮らしやすい環境づくりの推進」・「自立支援と社会参加の促進」を基本目標とした障害福祉施策に取り組んできました。

障害のある人がこれからも地域で暮らしていくためには、引き続き、障害のある人が抱える様々な生活課題を見直し、誰もが暮らしやすいと思えるまちづくりが求められます。

本計画の基本的な方向性を定めた「美里町障害者計画」において「障害のある人も、ない人も一人ひとりが輝き、ともに生きるまちづくり」を基本理念としていることから、継承し、より一層発展させていくこととします。

一方で、障害のある人の生活課題やニーズが多様化するなかで、様々な課題に取り組み、障害のある人の自立と社会参加を支援していくためには、公的な支援のみではなく、地域全体で支援していくことも必要になってきます。

そのため、障害について理解や配慮を促進するとともに、障害のある人を含めた本町に暮らす住民、行政、関係団体、サービス提供事業所などが連携、協働し、障害者の高齢化、親亡き後を見据え、ライフステージを通じた支援のもとで、共生社会の形成に向けた障害福祉施策に取り組めます。

2 施策に共通する横断的視点

基本理念「障害のある人も、ない人も一人ひとりが輝き、ともに生きるまちづくり」を実現するため、各施策に共通する横断的視点を次のとおり整理します。

(1) 障害に対する理解や配慮の促進

障害のある人が、自らの意思で生き方を選択・決定することができ、安心して地域生活を送るためには、教育や就労、日中活動、スポーツ、文化活動など、多様な社会活動の場が必要不可欠です。

そのため、障害に対する理解や配慮が促進されるよう取り組みます。また、あらゆる場面で、障害を理由とする差別が生じることなく、権利が守られるよう、障害への理解と啓発が求められます。

(2) 住民、町、関係団体、サービス提供事業所などによる連携、協働

障害の有無に関わらず、誰もが地域で共に育ち、学び、働き、地域とつながり、活動するにあたり、それぞれが持てる力を発揮し、誰もが地域で自分らしい暮らしができるよう、共生社会の実現を目指します。

そのため、様々な分野で住民、町、関係団体、サービス提供事業所などが連携・協働して、障害のある人が自らの生活のあり方を主体的に選択し、行動できる仕組みが求められます。

(3) ライフステージを通じた支援の構築

障害福祉施策は、多くの分野にまたがり、ニーズも様々であるため、親亡き後を含めて必要なときに支援が受けられる環境が整備されることは、自分らしい暮らしを送り、社会参加を実現するうえで大切な基盤となります。

そのため、一人ひとりの年齢や障害の状況に応じて、本人やその家族に寄り添い、適切な支援を途切れなく継続的に受けることができる体制の整備が求められます。

3 第6期障害福祉計画について

障害福祉計画は、本町の障害のある人が生涯を通じて自立した生活を送ることができるよう、地域生活での支援や一般就労への支援、相談支援などのサービス提供体制の確保に関する目標などを定めるものです。

第6期障害福祉計画では、第5期障害福祉計画（平成30年度～令和2年度）にかかる各年度のサービス見込み量の達成状況を点検・評価し、その結果を踏まえて内容を見直し、令和3年度から令和5年度までの計画を定めます。国の基本指針に基づき、第6期障害福祉計画に盛り込む内容は次のとおりです。

（1）障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

「障害のある人もない人も一人ひとりが輝き、ともに生きるまちづくり」という考え方のもとに、障害者などが自分の住みたい場所に住み、必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けながら、自立と社会参加が実現できるよう、自己決定と自己選択を尊重するとともに、意思決定の支援（判断の根拠となる情報や社会経験に根差した考え方の提供）に配慮します。

（2）本町を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害にかかわる制度の一元化への対応として、障害者などがその障害の種別にかかわらず、必要なサービスなどを利用することができるよう、サービス提供基盤の充実を図ります。

（3）入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者などの自立と社会参加を支援する観点から、入院や入所からの地域生活への移行、地域生活の継続支援や就労支援といった重要な課題に対応するため、地域の社会資源を最大限に活用しながら、障害者などの生活を地域全体で支えるサービス提供体制の整備を進めます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高めあうことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組めます。

また、障害などの属性にかかわらず、様々な相談を受け止め、自ら対応またはつなぐ機能、多機関が協働して継続的につながる機能を備えた相談支援、相談支援と一体的に行う就労支援、居住支援など、多様な社会参加に向けた支援などを進めていきます。

(5) 障害福祉の人材確保

障害者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービスなどを提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要があります。

そのために、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進などに取り組んでいきます。

(6) 障害者の社会参加を支える取組

障害者が文化芸術を楽しむ、創造や発表などの多様な活動に参加する機会の確保などを通じて個性や能力などを発揮することにより、障害者の地域における社会参加の促進を図ります。また、読書を通じて文字・活字文化の恵みを受けることができるよう、視覚障害者などの読書環境の整備に取り組んでいきます。

4 第2期障害児福祉計画について

障害児福祉計画は、本町の障害児支援のニーズに的確に応えることができるよう、障害児通所支援などの提供体制を整備し、円滑な実施を確保していくための目標及び見込み量を確保するための方策を定めるものです。

なお、国の基本指針に基づき、第2期障害児福祉計画に盛り込む内容は、次のとおりです。

障害児の健やかな育成のための発達支援

質の高い障害児通所支援・障害児相談支援の充実を図るため、地域支援体制の構築を進めるとともに、障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育などの支援を受けられるようにしていくことで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が成長できるよう地域参加や包容を推進していきます。また、ライフステージに沿って、切れ目のない一貫した支援を提供できるよう、医療、障害福祉、保育、教育などの関係機関と連携を図ります。



第 4 章 第 6 期障害福祉計画

1 第 5 期障害福祉計画の進捗

国は、第 5 期障害福祉計画（平成 30 年度～令和 2 年度）の策定にあたって、入所・入院から地域生活への移行及び精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築並びに福祉的就労から一般就労への移行目標について積極的かつ具体的な指針を示すとともに、これを「成果目標」とし、サービスごとの見込み量を「活動指標」として計画の分析・評価・見直しを行うという枠組みを示しています。

図表 成果目標と活動指標について

成果目標	活動指標として用いる項目
○ 施設入所者の地域生活への移行 ・ 地域生活移行者の増加 ・ 施設入所者の削減	① 就労移行支援の利用者数 ② 共同生活援助の利用者数 ③ 地域移行支援・地域定着支援の利用者数 ④ 施設入所支援の利用者数
○ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ・ 保健・医療及び福祉関係者による協議の場の設置 ・ 地域の精神保健医療福祉体制の利用者の増加	
○ 地域生活支援拠点などの整備	
○ 福祉施設からの一般就労移行 ・ 福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加 ・ 就労移行支援事業の利用者の増加 ・ 就労移行支援事業の就労移行率が 3 割以上である就労移行支援事業所割合の増加 ・ 就労定着支援開始 1 年後の職場定着率の増加	① 就労移行支援事業などから一般就労への移行者数 (就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型) ② 就労移行支援事業の利用者数 ③ 就労移行率が 3 割以上である就労移行支援事業所割合 ④ 就労定着支援の利用者数

※活動指標である各サービス利用推移については、本章「3 障害福祉サービスの見込み量及び確保の方策」(P. 25 ～ 37) を参照

本町においても、国・県が示す指針に準拠して成果目標を設定し、障害のある人の状況と意向、地域の受入体制などの状況を踏まえたうえで、サービス事業所や各種支援機関などと連携しながら、地域移行や一般就労への移行に向けて、次のとおり取り組みを進めました。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

図表 本町における地域移行の目標（令和2年度末）

項 目	数 値	備 考
平成 28 年度末時点の 入所者数 (A)	27 人	・ 平成 28 年度末時点の施設入所者数
令和 2 年度末の 施設入所者数(B)	【目標値】 27 人	・ 令和 2 年度末時点の利用人員
	【実績値】 27 人	
削減見込(A-B)	0 人	・ 差引減少見込み数
地域生活移行者数	【目標値】 3 人	・ 施設入所からグループホームなどへ移行した 人の数
	【実績値】 2 人	

◎ 施設入所者の地域生活への移行状況（活動指標による推移）

- 地域生活への移行者の状況を確認し、必要な支援や移行に向けて取り組みを進めてきた結果、施設入所者は令和2年度見込みでは27人となり、目標値を達成しましたが、地域生活移行者数については、令和2年度見込みでは2人となっており、目標値を下回っています。
- 活動指標である共同生活援助の利用者数は増加しており、概ね計画値どおりの推移となっていますが、就労移行支援の利用人数は減少傾向、施設入所支援の利用者数は横ばい状態となっており、地域生活への移行にはつながっていない状況です。（利用状況の推移はP.28～35参照）
- 地域移行支援・地域定着支援の利用者は1人となっており、施設整備及び利用促進が求められます。

◎ 取り組みの評価・今後の改善など

- 施設入所者の地域生活への移行を推進するため、引き続き「施設での生活」から「地域での生活」への移行ニーズや求められる支援などの把握と分析を進めます。
- 相談支援機能の充実、体験の機会・場づくりに努めるとともに、地域自立支援協議会をはじめとする関係機関のネットワークの強化を図り、地域での生活を支援していきます。
- 町内にグループホームができ、地域における居住の場所が充実してきました。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

図表 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置（令和２年度末）

項 目	数 値	備 考
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	【目標値】 圏域内に１か所	・住民に最も身近な基礎的自治体である市町村が中心となり、当事者及び保健・医療・福祉に携わる人を含む様々な関係者が情報共有や連携を行う体制を構築できるように、令和２年度末までにすべての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを原則として設定

図表 地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（令和２年度末）

項 目	数 値	備 考
令和２年度末時点の地域移行に伴う利用者数	【目標値】 ６人	・平成２６年の精神病床の入院者数をもとに県で設定した本町の人数

◎ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築への取り組み状況

- 令和２年度まで体制整備できるよう、関係する大崎圏域の１市４町で構成している大崎地域障害者自立支援ネットワーク会議の中で、協議・検討するなどの取り組みを進めてきました。

◎ 取り組みの評価・今後の改善など

- 障害者及び保健・医療・福祉に携わる人を含む様々な関係者が情報共有や連携を行う体制を構築できるよう、今後も大崎地域障害者自立支援ネットワーク会議の中で、県と協議しながら進めていきます。
- 地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量は宮城県で設定した人数のため、本町では評価しません。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

図表 本町における地域生活支援拠点等の整備（令和2年度末）

項 目	数 値	備 考
地域生活支援拠点等の整備	【目標値】 町内に1か所	・令和2年度末までに、各市町村または各圏域に少なくとも1つ整備

◎ 地域生活支援拠点等の整備の取り組み状況

- 地域生活支援拠点等の整備について、本町では、地域において機能を分担する「面的整備」によって進めてきました。
- 障害者グループホームなどの整備事業として、社会福祉法人などが町内に設置するグループホームの整備に要する経費の一部を補助し、平成31年4月、社会福祉法人みんなの輪が青生地区に開設した「グループホームいちご」は、短期入所の併設があり緊急時の受入れ対応が可能な施設となりました。
- 拠点等の整備については、令和元年度から自立支援協議会の地域生活支援拠点整備委員会で、緊急時の受入れ対象者を検討し、登録作業を進めています。

◎ 取り組みの評価・今後の改善など

- 障害者の地域生活を支援するための機能充実に向けた取り組みを継続してきました。
- 今後は、拠点等に関与するすべての機関、人材の有機的な結びつきの強化に向けた取り組みを継続していきます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行・就労移行支援事業の利用者数

図表 福祉施設から一般就労への移行の目標（令和2年度末）

項 目	数 値	備 考
平成28年度の一般就労移行者数	1人	・平成28年度に一般就労した人の数 (・平成28年度において※福祉施設を退所し、一般就労した人の数)
令和2年度末の一般就労移行者数	【目標値】 2人	・令和2年度末までに平成28年度実績の1.5倍以上 (・令和2年度において※福祉施設を退所し、一般就労した人の数が令和2年度末までに平成28年度実績の1.5倍以上)
	【実績値】 2人	

※福祉施設：生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）利用者

図表 就労移行支援事業の利用者数の目標（令和２年度末）

項 目	数 値	備 考
平成 28 年度末の就労移行支援事業の利用者数	7 人	・平成 28 年度末において就労移行支援事業所を利用した人の数
令和 2 年度末の就労移行支援事業の利用者数	【目標値】 9 人	・令和 2 年度末における利用者数（サービスなど利用計画案を踏まえて、アセスメント期間（暫定支給決定期間）を設定し、利用者の最終的な意向確認のうえ、就労移行支援の利用が適していると判断された人）が、平成 28 年度末における利用者数の 2 割以上増加
	【実績値】 3 人	

図表 就労移行率が 3 割以上である就労移行支援事業所

項 目	数 値	備 考
平成 28 年度末の就労移行率が 3 割以上である就労移行支援事業所の割合	0.0%	・平成 28 年度末において就労移行率が 3 割以上である就労移行支援事業所
令和 2 年度末の就労移行率が 3 割以上である就労移行支援事業所の割合	【目標値】 0.0%	・令和 2 年度末までに全体の 5 割以上とすること

図表 各年度における就労定着支援による支援開始 1 年後の職場定着率

項 目	数 値	備 考
令和元年度の支援開始 1 年後の職場定着率	【目標値】 80.0%	・各年度における就労定着支援による支援開始 1 年後の職場定着率を 80%とすることを基本 ※平成 30 年度は事業実施の初年度のため、目標設定しない
令和 2 年度の支援開始 1 年後の職場定着率	【目標値】 80.0%	

【実績値】

図表 一般就労への移行者数

年度 項目	平成 30 年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和 2 年度 (見込み)
一般就労への移行者数	3 人	8 人	2 人
うち、就労移行支援から	1 人	5 人	1 人
うち、就労継続支援 A から	1 人	1 人	0 人
うち、就労継続支援 B から	1 人	2 人	1 人

図表 職場定着支援の利用者数

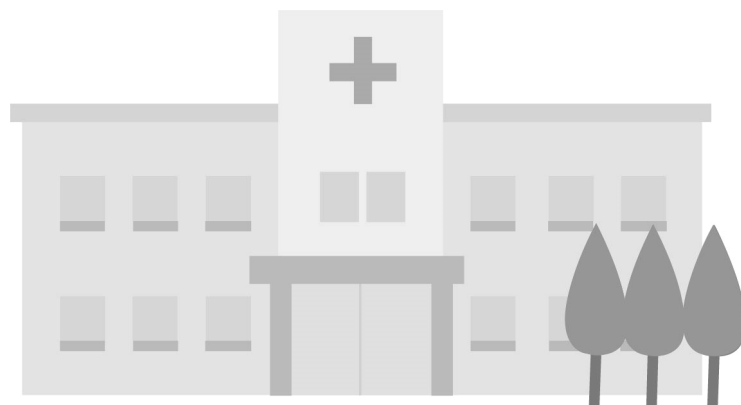
年度 項目	平成 30 年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和 2 年度 (見込み)
就労定着支援開始者数	1 人	1 人	—
1 年後の職場定着者数 (職場定着率)	1 人 (100.0%)	—	—

◎ 福祉施設から一般就労への移行・就労移行支援事業の利用状況

- 福祉施設利用者の一般就労への移行者数は目標を達成していますが、就労移行支援事業の利用者数は目標値を下回りました。
- 一般就労への移行者数の実績内訳からは、一般就労に向けた取り組みを行う就労移行支援事業所の外、一般企業などでの就労が困難な人に提供される就労継続支援（A型・B型）事業所からも、一般就労へ至る利用者が一定数いることがわかりました。

◎ 取り組みの評価・今後の改善など

- 町内に就労移行支援事業所はありませんが、就労継続支援（A型・B型）事業所が、一般就労に積極的に取り組んでいるなど、各事業所における就労支援施策が効果を挙げ、就労移行につながっているとみられます。今後も、関係機関と連携を図りながら、事業所の支援力向上に取り組んでいきます。



2 第6期障害福祉計画における成果目標の設定

計画期間における成果目標を次のとおり設定します。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

本町では、本人の自己決定を尊重し、その家族など関係者の理解や支援なども得ながら、地域生活への移行を進めます。また、地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るほか、各サービス提供事業所と連携して地域生活の基盤整備に努めます。

図表 施設入所者の地域生活への移行

項 目	数 値	国の指針による考え方
令和元年度の施設入所者数 (A)	27 人	・ 令和元年度末時点の施設入所者数
令和5年度末の施設入所者数 (B)	27 人	・ 令和5年度末時点の利用見込み人員
【目標値】 削減見込 (A-B)	0 人 (0.0%)	・ 令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減
【目標値】 地域生活移行者数	3 人 (9.6%以上)	・ 令和元年度末の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行(前回計画の未達成割合を加えた割合以上を目標値とする。)

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進するため、包括的かつ継続的な地域生活支援体制整備を計画的に行っていくよう、大崎圏域の保健、医療及び福祉関係者による協議の場を設定します。また、協議の場について、次のとおり目標を設定します。

図表 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置

項 目	数 値
【目標値】 保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	年1回
【目標値】 保健、医療、福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	10人
【目標値】 保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	年1回

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点等の整備について、本町では、地域において機能を分担する「面的整備」によって進めています。令和元年度からグループホームいちごの短期入所事業を活用した緊急受け入れ体制を確保し、自立支援協議会の地域生活支援拠点整備委員会で、緊急時の受け入れ対象者を検討し、登録作業を進めています。

今後もその機能の充実を図るため、地域自立支援協議会において運用状況の検証、検討を行います。

図表 地域生活支援拠点等の整備

項 目	数 値	国の指針による考え方
【目標値】 地域生活支援拠点等の整備	町内に1か所	・令和5年度末までに、各市町村または各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を整備
【目標値】 地域生活支援拠点等の充実に 向けた検証・検討	年1回	・地域生活支援拠点等の機能充実のため、年1回以上の運用状況を検証、検討すること

(4) 福祉施設からの一般就労への移行等

一般就労への移行にあたっては、相談支援やサービス提供事業所などとともに、一般就労への不安解消に努めます。また、ハローワーク、県及び関係機関と連携を図りながら、企業などへ働きかけ、一般就労や雇用支援策の理解促進に努めます。

また、障害の多様性や高齢化といった現在のサービス利用者の状況や雇用環境を踏まえ、サービス提供事業所などとともに、就労移行支援事業などの利用を促進し、本町の現況に即した一般就労への移行及び職場定着を進めます。

① 一般就労への移行

項 目	数 値	国の指針による考え方
令和元年度年間の 一般就労移行者数	8人	・令和元年度に一般就労した人の数
【目標値】 令和5年度年間の 一般就労移行者数	12人	・令和5年度に令和元年度実績の1.27倍以上

I 就労移行支援事業における年間一般就労移行者数

項 目	数 値	国の指針による考え方
令和元年度年間の 一般就労移行者数	5人	・①のうち、令和元年度において就労移行支援事業所を利用した人の数
【目標値】 令和5年度年間の 一般就労移行者数	7人	・令和5年度における利用者数（サービスなど利用計画案を踏まえて、アセスメント期間（暫定支給決定期間）を設定し、利用者の最終的な意向確認のうえ、就労移行支援の利用が適していると判断された人）が、令和元年度における利用者数の1.3倍以上とすること

Ⅱ 就労継続支援 A 型事業における一般就労移行者数

項 目	数 値	国の指針による考え方
令和元年度年間の 就労継続支援 A 型事業の 一般就労移行者数	1 人	・①のうち、令和元年度において就労継続支援 A 型を利用した人の数
【目標値】 令和 5 年度年間の 就労継続支援 A 型事業の 一般就労移行者数	2 人	・令和 5 年度における利用者数（サービスなど利用計画案を踏まえて、アセスメント期間（暫定支給決定期間）を設定し、利用者の最終的な意向確認のうえ、就労継続支援 A 型の利用が適していると判断された人）が、令和元年度における利用者数の 1.26 倍以上とすること

Ⅲ 就労継続支援 B 型事業における一般就労移行者数

項 目	数 値	国の指針による考え方
令和元年度年間の 就労継続支援 B 型事業の 一般就労移行者数	2 人	・①のうち、令和元年度において就労継続支援 B 型を利用した人の数
【目標値】 令和 5 年度年間の 就労継続支援 B 型事業の 一般就労移行者	3 人	・令和 5 年度における利用者数（サービスなど利用計画案を踏まえて、アセスメント期間（暫定支給決定期間）を設定し、利用者の最終的な意向確認のうえ、就労継続支援 B 型の利用が適していると判断された人）が、令和元年度における利用者数の 1.23 倍以上とすること

② 一般就労移行者のうち就労定着支援事業の利用者数

項 目	数 値	国の指針による考え方
【目標値】 令和 5 年度年間の 一般就労移行者数	12 人	・令和 5 年度に一般就労した人の数
【目標値】 令和 5 年度の就労移行支援を通じて一般就労に移行する人の就労定着支援事業の利用者	8 人	・令和 5 年度における就労移行支援事業などを通じて一般就労に移行する人のうち、7 割が就労定着支援事業を利用すること

③ 就労定着支援による支援開始 1 年後の職場定着率

項 目	数 値	国の指針による考え方
令和元年度末時点の支援開始 1 年後の職場定着率	— %	・実績（見込み）
【目標値】 令和 5 年度末の支援開始 1 年後の職場定着率	100.0%	・就労定着支援による（支援開始 1 年後の）職場定着率が 8 割以上の市町村内の事業所を全体の 7 割以上とすることを基本

(5) 相談支援体制の充実・強化等

国の指針による考え方では、相談支援体制の充実・強化を推進するため、令和5年度末までに、障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援に取り組むとともに、地域の相談支援事業者に対する訪問などによる専門的な指導・助言、人材育成に係る支援の実施、連携強化に取り組むこととしています。これらを実施するにあたり、基幹相談支援センターを中心に、様々な障害の種別やニーズに対応できる相談支援に取り組むとともに、地域の相談支援事業者との連携関係を強化し、相談支援体制の充実を図ります。

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の指針による考え方では、障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制を構築することとしています。そのため、県が実施する障害福祉サービス等に係る研修へ職員が参加することで得た知識を基に、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析及び活用を行い、障害福祉サービス等の質を向上させるため、サービス事業者との情報共有に取り組めます。

3 障害福祉サービスの見込み量及び確保の方策

本町では、令和 5 年度の目標値の実現と障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス及び地域生活支援事業の円滑な提供に向けて、地域の実情やサービス利用状況、新たなサービス対象者などを勘案しつつ、計画期間における適切なサービス提供量を見込み、その確保に努めていきます。

(1) 訪問系サービス（1 か月当たりの利用見込み）

[サービス概要]

事業名	内 容
居 宅 介 護	自宅を訪問して、入浴、排泄、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活などに関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。
重 度 訪 問 介 護	重度の肢体不自由者または重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害があり、常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同 行 援 護	重度の視覚障害で移動に困難を有する障害のある人などを対象に、外出時に同行し、移動時及びそれに伴う外出先の支援を行います。
行 動 援 護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的にを行います。

[第 5 期のサービスの利用状況・第 6 期のサービス見込み量の設定]

- 訪問系サービスについては、令和 2 年度現在、町内 2 事業所のほか、大崎圏域内外のサービス提供事業所より、提供されています。
- 第 5 期においては、利用人数は横ばいの推移にありますが、利用時間数については、減少している状況で、計画値に対し 5～8 割の利用となっています。
- 1 人当たり見込み利用量は、各年で減少しており、令和 2 年度における 1 か月の平均利用時間は、1 人当たり 11.5 時間/月となっています。

項 目		単 位	第 5 期			第 6 期		
			平成 30 年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)
居 宅 介 護 重 度 訪 問 介 護 同 行 援 護 行 動 援 護 重度障害者等包括支援	計画値	利用人数 (実人/月)	25	27	29	22	23	24
	実績		22	24	21			
	計画値	利用時間数 (時間分/月)	423	456	490	253	265	276
	実績		356	255	242.5			
1 人当たり見込み利用量		時間/月	16.2	10.6	11.5	11.5	11.5	11.5

※利用実績は平成 30 年度～令和元年度は 3 月末、令和 2 年度は 6 月末現在

〔 見込み量の設定 〕

- 令和 3 年度から令和 5 年度までの利用人数の見込みについては、第 5 期の推移を踏まえ、各年度 1 人増として算定しました。
- 令和 3 年度から令和 5 年度までの利用時間数の見込みについては、各年度に見込まれる利用人数に 1 人当たり見込み利用量（11.5 時間/月）を掛けて算定しました。

〔 見込み量確保の方策 〕

- 利用者数は増加しており、現状では計画期間における見込み量の確保は可能と考えられますが、引き続き、既存事業所でのサービス提供状況を確認し、見込み量を確保します。
- 訪問系サービスは、在宅での自立した生活を支えるためのサービスであり、多様なニーズが想定される一方、こうした多様性が十分な利用に結びついていないことも考えられます。そのため、障害特性を理解できるヘルパーの育成など、サービスの質の向上に努めながら、利用促進を図ります。

（２）日中活動系サービス（1 か月当たりの利用見込み）

① 生活介護

〔 サービス概要 〕

事業名	内 容
生活介護	常に介護を必要とする人に、日中の間、入浴、排泄、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

〔 第 5 期のサービスの利用状況・第 6 期のサービス見込み量の設定 〕

- 生活介護サービスは、令和 2 年度現在、町内 2 事業所のほか、大崎圏域内外のサービス提供事業所より、提供されています。
- 利用状況は、第 5 期以降、利用人数、利用日数とも横ばいの推移となり、1 人当たりの利用量は 20.7 人日/月となっています。
- 実績と計画値との比較では、利用人数、利用日数ともに計画値をやや上回る推移となっています。

項 目		単 位	第 5 期			第 6 期		
			平成 30 年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)
生活介護	計画値	利用人数 (実人/月)	80	82	84	76	77	78
	実績		76	74	75			
	計画値	利用日数 (人日分/月)	1,600	1,640	1,680	1,573	1,594	1,615
	実績		1,551	1,535	1,554			
1 人当たり見込み利用量		人日/月	20.4	20.7	20.7	20.7	20.7	20.7

※利用実績は平成 30 年度～令和元年度は 3 月末、令和 2 年度は 6 月末現在

〔 見込み量の設定 〕

- 令和 3 年度から令和 5 年度までの利用人数の見込みについては、第 5 期の推移と支援学校に在学している障害児の卒業後のサービス利用を見込み、各年度 1 人増として算定しました。
- 令和 3 年度から令和 5 年度までの利用日数の見込みについては、各年度に見込まれる利用人数に 1 人当たり見込み利用量（20.7 人日/月）を掛けて算定しました。

〔 見込み量確保の方策 〕

- 計画期間のサービス提供基盤として、見込み量を十分確保できるよう、町内及び大崎圏域内の市町との広域的な調整を行うとともに、町内の介護保険事業所による共生型サービスの提供の確保を図ります。
- 今後も日中活動の場を確保し充実を図るために、サービス提供事業所と連携し、利用者のニーズに対応した質の高いサービスが提供できるよう体制の整備と充実を図ります。

② 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

〔 サービス概要 〕

事業名	内 容
自立訓練 （機能訓練）	身体障害を有する者が、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練 （生活訓練）	知的障害または精神障害を有する者が、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
宿泊型自立訓練	自立訓練（生活訓練）の対象者のうち、地域生活を営むうえで一定の支援が必要な知的障害者・精神障害者で、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している人に対して、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供し帰宅後における生活能力の維持・向上などのための訓練その他の支援を行います。

〔 第 5 期のサービスの利用状況・第 6 期のサービス見込み量の設定 〕

（機能訓練）

- 令和 2 年度現在、町内及び大崎圏域に事業所はなく、利用もない状況です。

（生活訓練）

- 令和 2 年度現在、町内に事業所はなく、大崎圏域内外のサービス提供事業所より、提供されています。
- 利用状況は、第 5 期以降、利用人数、利用日数ともに減少傾向にあります。また、利用実績と計画値との比較では、利用人数、利用日数ともに計画値を下回っています。
- 1 人当たり見込み利用量は、各年度で増減しており、令和 2 年度における 1 か月の利用日数は、1 人当たり 20.0 人日/月となっています。

項 目		単 位	第 5 期			第 6 期		
			平成 30 年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)
自 立 訓 練 (機 能 訓 練)	計画値	利用人数 (実人/月)	0	0	0	0	0	0
	実 績		0	0	0			
	計画値	利用日数 (人日分/月)	0	0	0	0	0	0
	実 績		0	0	0			
1 人 当 たり 見 込 み 利 用 量		人日/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
自 立 訓 練 (生 活 訓 練)	計画値	利用人数 (実人/月)	4	4	4	2	2	2
	実 績		2	0	1			
	計画値	利用日数 (人日分/月)	61	61	61	40	40	40
	実 績		26	0	20			
1 人 当 たり 見 込 み 利 用 量		人日/月	13.0	0.0	20.0	20.0	20.0	20.0

※利用実績は平成 30 年度～令和元年度は 3 月末、令和 2 年度は 6 月末現在

〔 見込み量の設定 〕

- 令和 3 年度から令和 5 年度までの利用人数の見込みについては、第 5 期の推移を踏まえ、機能訓練は 0 人、生活訓練は各年度 2 人を見込んでいます。
- 生活訓練の令和 3 年度から令和 5 年度までの利用日数の見込みについては、各年度に見込まれる利用人数に 1 人当たり見込み利用量（20.0 人日/月）を掛けて算定しました。

〔 見込み量確保の方策 〕

- 計画期間のサービス提供基盤として、見込み量を十分確保できるよう、町内及び大崎圏域内の市町との広域的な調整を行い、引き続きサービス基盤の確保を図ります。
- 入所施設や病院から地域生活移行を促進するために、大崎圏域内の市町及びサービス提供事業所と連携を図り、生活能力の維持・向上などの支援を必要とする人の把握に努め、引き続き適切なサービス提供基盤を確保します。

③ 就労移行支援

〔 サービス概要 〕

事 業 名	内 容
就 労 移 行 支 援	一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

〔 第 5 期のサービスの利用状況・第 6 期のサービス見込み量の設定 〕

- 令和 2 年度現在、町内に事業所はなく、大崎圏域内外のサービス提供事業所より、提供されています。
- 利用状況は、第 5 期以降、利用人数、利用日数ともに減少推移となっており、1 人当たりの利用量は微増している状況であり、令和 2 年度における 1 か月の利用日数は、1 人当たり 16.7 人日/月となっています。

項 目		単 位	第 5 期			第 6 期		
			平成 30 年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)
就 労 移 行 支 援	計画値	利用人数 (実人/月)	8	9	9	6	6	6
	実 績		9	4	3			
	計画値	利用日数 (人日分/月)	125	140	140	100	100	100
	実 績		122	78	50			
1 人 当 た り 見 込 み 利 用 量		人日/月	13.6	19.5	16.7	16.7	16.7	16.7

※利用実績は平成 30 年度～令和元年度は 3 月末、令和 2 年度は 6 月末現在

[見込み量の設定]

- 令和 3 年度から令和 5 年度までの利用人数の見込みについては、第 5 期の推移を踏まえ、令和 3 年度に 3 人増とし、以降は現状維持としました。
- 令和 3 年度から令和 5 年度までの利用日数の見込みについては、各年度に見込まれる利用人数に 1 人当たり見込み利用量（16.7 人日/月）を掛けて算定しました。

[見込み量確保の方策]

- 計画期間のサービス提供基盤として、見込み量を十分確保できるよう、町内及び大崎圏域内の市町との広域的な調整を行い、引き続きサービス基盤の確保を図ります。
- 本サービスは就労を通じて障害のある人の自立を図っていくためにも、利用促進を図る必要があるため、町内及び大崎圏域にある事業所に広く周知するとともに、関係機関や相談支援などと連携し、一般就労への意向を支援します。
- 日中活動の場を確保し充実を図るために、サービス実施事業所と連携し、利用者のニーズに対応した質の高いサービスが提供できるよう体制の整備と充実を図ります。

④ 就労継続支援（A 型・B 型）

[サービス概要]

事 業 名	内 容
就 労 継 続 支 援 (A 型)	一般企業などでの就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 A 型は事業者との雇用契約があるサービス（最低賃金を保障）です。
就 労 継 続 支 援 (B 型)	一般企業などでの就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 B 型は雇用契約がないサービスで、雇用契約を結んでの就業が困難な方が対象です。

[第 5 期のサービスの利用状況・第 6 期のサービス見込み量の設定]

(就労継続支援 A 型)

- 令和 2 年度現在、町内 1 事業所のほか、大崎圏域内外のサービス提供事業所より、提供されています。また、令和 2 年度中に町内に 1 事業者がサービスの提供を開始する予定となっています。

- 利用状況は、第5期以降、利用人数、利用日数ともに減少しており、計画値を下回る推移となっています。
- 1人当たり見込み利用量は、各年度で増減がみられ、令和2年度における1か月の利用日数は、1人当たり21.0人日/月となっています。
- こうした推移の現況は、雇用状況が不安定であることも要因として考えられ、関係機関などと連携し、働く場の提供について検討していく必要があります。

(就労継続支援B型)

- 令和2年度現在、町内4事業所のほか、大崎圏域内外のサービス提供事業所より、提供されています。また、令和2年度中に町内に2事業者がサービスの提供を開始する予定となっています。
- 利用状況は、第5期以降、利用人数、利用日数ともに増加しており、実績と計画値との比較においても、ともに計画値を上回る推移となっています。
- 1人当たり見込み利用量は、各年度で増減がみられ、令和2年度における1か月の利用日数は、1人当たり19.3人日/月となっています。

項 目		単 位	第5期			第6期		
			平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)
就 労 継 続 支 援 (A型)	計画値	利用人数 (実人/月)	16	18	20	20	20	20
	実 績		12	12	10			
	計画値	利用日数 (人日分/月)	310	349	388	420	420	420
	実 績		252	249	210			
1人当たり見込み利用量		人日/月	21.0	20.8	21.0	21.0	21.0	21.0
就 労 継 続 支 援 (B型)	計画値	利用人数 (実人/月)	56	58	60	75	78	81
	実 績		64	66	71			
	計画値	利用日数 (人日分/月)	1,086	1,125	1,164	1,445	1,505	1,563
	実 績		1,185	1,205	1,368			
1人当たり見込み利用量		人日/月	18.5	18.3	19.3	19.3	19.3	19.3

※利用実績は平成30年度～令和元年度は3月末、令和2年度は6月末現在

[見込み量の設定]

- 令和3年度から令和5年度までの利用人数の見込みについては、第5期の推移と新規事業所の開設を踏まえ、就労継続支援(A型)は、各年度20人を見込みます。
(B型)は令和3年度4人増、令和4年度以降は各3人増を見込みます。
- 令和3年度から令和5年度までの利用日数の見込みについては、各年度に見込まれる利用人数に1人当たり見込み利用量(A型は21.0人日/月、B型は19.3人日/月)を掛けて算定しました。

[見込み量確保の方策]

- 令和2年度において、新規事業者の参入などによりサービス提供基盤の確保はできており、今後は大崎圏域内の市町との広域的な調整を行い、現状維持に努めます。

- 就労継続支援は、障害特性の多様化、利用者の高齢化に伴い、雇用環境とともに、ニーズも多様化しています。そのため、作業などを選択して事業所を選ぶよう、地域自立支援協議会を活用し機会の充実に努めます。
- 就労継続支援の現状を維持するためには、各事業所の安定的な運営を図る必要があります。障害者優先調達推進法に基づく、町による発注の拡充に努めます。

⑤ 就労定着支援

[サービス概要]

事業名	内 容
就 労 定 着 支 援	一般就労した障害者が、職場に定着できるよう、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整などの支援を一定の期間にわたり行います。

[第 5 期のサービスの利用状況・第 6 期のサービス見込み量の設定]

- 令和 2 年度に、町内に 1 事業所がサービス提供を開始しています。このほか、大崎圏域内外の事業所よりサービスが提供されています。
- 利用状況は、計画期間における利用人数は増加しており、計画値を上回る推移となっています。

項 目		単 位	第 5 期			第 6 期		
			平成 30 年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)
就 労 定 着 支 援	計画値	利用人数 (実人/月)	0	1	1	6	8	10
	実 績		1	2	4			

※利用実績は平成 30 年度～令和元年度は 3 月末、令和 2 年度は 6 月末現在

[見込み量の設定]

- 令和 3 年度から令和 5 年度までの利用人数の見込みについては、第 5 期の推移を踏まえて、各年度 2 人増としました。

[見込み量確保の方策]

- 就労移行支援、就労継続支援（A・B 型）のサービス提供事業所と連携し、サービスの利用状況、一般就労へ移行する人を把握し、適切なサービス利用につなげるとともに、町内及び大崎圏域内のサービス提供事業所とともに、必要な提供基盤の確保に努めます。

⑥ 療養介護

[サービス概要]

事業名	内 容
療 養 介 護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

〔 第 5 期のサービスの利用状況・第 6 期のサービス見込み量の設定 〕

- 令和 2 年度現在、町内にサービス提供事業所はなく、大崎圏域外の事業所よりサービスが提供されています。
- 利用状況は、平成 30 年度以降 6 人で推移しており、計画期間における利用人数は、計画値より減少しました。

項 目		単 位	第 5 期			第 6 期		
			平成 30 年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)
療 養 介 護	計画値	利用人数 (実人/月)	7	7	7	6	6	6
	実 績		6	6	6			

※利用実績は平成 30 年度～令和元年度は 3 月末、令和 2 年度は 6 月末現在

〔 見込み量の設定 〕

- 令和 3 年度から令和 5 年度までの利用人数の見込みについては、現状維持と見込んでいます。

〔 見込み量確保の方策 〕

- 計画期間のサービス提供基盤として、見込み量を十分確保できるよう、町内及び大崎圏域内の市町との広域的な調整を行い、引き続きサービス基盤の確保を図ります。
- 療養介護については、18 歳以上の重症心身障害児入所者が対象者となることや利用者の高齢化に伴い、今後常時介護を必要とする人が増える可能性があるため、引き続き見込み量の確保に努めます。

⑦ 短期入所

〔 サービス概要 〕

事 業 名	内 容
短 期 入 所	自宅で介護する人が病気の場合などに、施設において、宿泊を伴う短期間の入浴、排泄、食事の介護などを行います。

〔 第 5 期のサービスの利用状況・第 6 期のサービス見込み量の設定 〕

- 令和 2 年度現在、町内 2 事業所のほか、大崎圏域内外のサービス提供事業所より、提供されています。
- 第 5 期における利用人数、利用日数は概ね計画値どおりの推移となっていますが、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の流行を受けて減少傾向となっています。
- 短期入所については、緊急時の対応や、介護者が休養をとる際のレスパイトとしての機能も有していることから、必要と思われる量の確保に引き続き努めていくことが望まれます。

項 目		単 位	第 5 期			第 6 期		
			平成 30 年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)
短 期 入 所 (福祉型)	計画値	利用人数 (実人/月)	14	16	18	17	18	19
	実 績		16	17	12			
	計画値	利用日数 (人日分/月)	77	88	99	105	112	118
	実 績		126	85	74			
1 人 当 たり 見 込 み 利 用 量		人日/月	7.9	5.0	6.2	6.2	6.2	6.2
短 期 入 所 (医療型)	計画値	利用人数 (実人/月)	1	1	1	1	1	1
	実 績		0	0	0			
	計画値	利用日数 (人日分/月)	4	4	4	4	4	4
	実 績		0	0	0			
1 人 当 たり 見 込 み 利 用 量		人日/月	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0

※利用実績は平成 30 年度～令和元年度は 3 月末、令和 2 年度は 6 月末現在

〔 見込み量の設定 〕

- 令和 3 年度から令和 5 年度までの利用人数の見込みについては、第 5 期の推移を踏まえ、福祉型は各年度 2 人増、医療型は各年度 1 人を見込みます。
- 令和 3 年度から令和 5 年度までの利用日数の見込みについては、各年度に見込まれる利用人数に 1 人当たり見込み利用量（福祉型：6.2 人日/月、医療型：4.0 人日/月）を掛けて算定しました。

〔 見込み量確保の方策 〕

- 親の高齢化に伴い、利用者数、利用日数ともに増加が見込まれることから、新規事業者の参入を含めて、引き続きサービス基盤の確保を図ります。
- 地域生活支援拠点が有する機能の充実と、緊急時における障害者の受け入れなどを円滑に行うことができるように、地域の事業所との連絡体制の構築を図っていきます。

(3) 居住系サービス（1 か月当たりの利用見込み）

① 共同生活援助

〔 サービス概要 〕

事 業 名	内 容
共 同 生 活 援 助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助、必要に応じて介助などを行います。

〔 第 5 期のサービスの利用状況・第 6 期のサービス見込み量の設定 〕

- 平成 30 年度から令和元年度までに、町内でサービス提供を開始した事業所が 3 か所あり、令和 2 年度においても 1 事業所が開設され、令和 2 年度現在 9 人が利用しています。このほか、大崎圏域内外のサービス提供事業所より提供されています。

- 利用状況は、第5期以降、利用者が増加しており、計画値を上回った推移となっています。利用実績と計画値との比較では、平成30年度以降、計画値をやや上回る推移となっています。

項 目		単 位	第5期			第6期		
			平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)
共 同 生 活 援 助	計画値	利用人数 (実人/月)	32	33	37	39 (14)	40 (14)	45 (16)
	実 績		33	39	38			

※利用実績は平成30年度～令和元年度は3月末、令和2年度は6月末現在

※（ ）内の数字は、精神障害者の人数の内訳となります。

〔 見込み量の設定 〕

- 令和3年度から令和5年度までの利用人数の見込みについては、第5期の推移から各年度1人増を見込み、新規事業所の開設も視野に入れ、令和5年度に4人増を見込んでいます。

〔 見込み量確保の方策 〕

- 住まいの確保は、地域での自立した生活を目指すうえで引き続き重要な取り組みです。そのため、在宅・日中活動サービスの充実とともに、地域生活支援拠点などの整備を充実させるために、相談支援や緊急時の対応などの機能を強化したグループホームの整備などに総合的に取り組む必要があります。
- グループホームの需要は高く、現在の事業所数でも常に空きがある状況ではないことから、新たな事業所の開設が望まれています。今後も国の基本方針に基づき、地域への移行可能な利用者については、積極的に整備が図られるよう既存事業所などへ働きかけるとともに、新規事業者の参入を推進します。
- 重度の障害のある人も受け入れが可能となるような日中サービス支援型グループホームについて、地域自立支援協議会を通じて検討を進めます。
- グループホームの施設整備にあたっては、地域住民の理解と協力を求めています。

② 施設入所支援

〔 サービス概要 〕

事 業 名	内 容
施 設 入 所 支 援	施設に入所する人に対し、夜間や休日の入浴、排泄、食事の介護など日常生活の支援を行います。

〔 第5期のサービスの利用状況・第6期のサービス見込み量の設定 〕

- 令和2年度現在、町内にサービス提供事業所はなく、大崎圏域内外のサービス提供事業所より、提供されています。
- 利用状況は、第5期における利用者数は横ばい状態となっています。

項 目		単 位	第 5 期			第 6 期		
			平成 30 年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)
施 設 入 所 支 援	計画値	利用人数 (実人/月)	27	27	27	27	27	27
	実 績		28	27	27			

※利用実績は平成 30 年度～令和元年度は 3 月末、令和 2 年度は 6 月末現在

〔 見込み量の設定 〕

- 入所者及び家族の高齢化など、退所は困難と考えられるほか、介護者の高齢化により施設入所を希望する人もいるため、現状維持と見込んでいます。

〔 見込み量確保の方策 〕

- 施設入所支援については、入所者の意向に配慮しつつ、計画期間の目標を視野に入れながら、地域への移行を推進します。
- グループホームでの対応が困難な方など、真に施設を必要とする方に対し、適切なサービスが提供されるようにサービス提供事業所と連携を図ります。

③ 自立生活援助

〔 サービス概要 〕

事 業 名	内 容
自 立 生 活 援 助	障害者支援施設やグループホームなどからひとり暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応を行います。また、障害者の理解力、生活力などを補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。

〔 第 5 期のサービスの利用状況・第 6 期のサービス見込み量の設定 〕

- 事業所が大崎圏域にないため現在利用者がいない状況ですが、引き続き本サービスが必要なタイミングで利用できるよう、検討していく必要があります。

項 目		単 位	第 5 期			第 6 期		
			平成 30 年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)
自 立 生 活 援 助	計画値	利用人数 (実人/月)	1	1	1	1 (1)	1 (1)	1 (1)
	実 績		0	0	0			

※利用実績は平成 30 年度～令和元年度は 3 月末、令和 2 年度は 6 月末現在

※（ ）内の数字は、精神障害者の人数の内訳となります。

〔 見込み量の設定 〕

- 令和 3 年度から令和 5 年度までの利用人数の見込みについては第 5 期の利用実績はないものの、平成 30 年度からの新規事業であり、地域移行を推進するうえで必要なサービスであるため、各年度 1 人を見込みます。

〔見込み量確保の方策〕

- 親の高齢化に伴い、利用者が見込まれることなどから、新規事業者の参入を含めて、引き続きサービス基盤の確保を図ります。

(4) 相談支援（1 か月当たりの利用見込み）

〔サービス概要〕

事業名	内 容
計 画 相 談 支 援	障害福祉サービスを利用するすべての障害者及び地域相談支援を利用する障害者を対象に、支給決定を行う際にサービス利用計画の作成、利用状況の検証、計画の見直しを行います。
地 域 移 行 支 援	障害者施設に入所している障害者や入院している精神障害者などを対象に、住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。
地 域 定 着 支 援	施設・病院からの退所・退院、家族との同居からひとり暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人などを対象に、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急事態などに対する相談や緊急訪問、緊急対応などの支援を行います。

〔第5期のサービスの利用状況・第6期のサービス見込み量の設定〕

- 計画相談支援については、各年 40～50 人程度の利用で、福祉サービス利用者の増加に伴い、利用者は増加傾向にあります。令和元年度に町内の 2 か所の介護保険事業者が事業所を開設しており、令和 2 年度現在、4 か所の事業所が整備されています。
- 地域移行支援については、大崎圏域に事業所がない状況ですが、平成 30 年度から 1 人が近隣圏域の事業所を利用しています。
- 地域定着支援については、大崎圏域に事業所がないため、現在利用者がいない状況ですが、引き続き本サービスが必要な人が利用できるよう、施設整備などについて検討していく必要があります。

項 目		単 位	第 5 期			第 6 期		
			平成 30 年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)
計 画 相 談 支 援	計画値	利用人数 (実人/月)	48	48	48	50	53	56
	実 績		44	29	47			
地 域 移 行 支 援	計画値	利用人数 (実人/月)	0	0	0	¹ (1)	¹ (1)	¹ (1)
	実 績		1	1	0			
地 域 定 着 支 援	計画値	利用人数 (実人/月)	0	0	0	¹ (1)	¹ (1)	¹ (1)
	実 績		0	0	0			

※利用実績は平成 30 年度～令和元年度は 3 月末、令和 2 年度は 6 月末現在

※（ ）内の数字は、精神障害者の人数の内訳となります。

[見込み量の設定]

- 令和3年度からの計画相談支援の見込み量については、介護保険への移行など減少はありますが、第5期の推移を踏まえるとともに、町内に新規事業所の参入が進み、今後も増加が見込まれることから各年度に3人増としました。
- 地域移行支援、地域定着支援については、地域移行が進むことを見込み、各年度に1人としました。

[見込み量確保の方策]

- 「計画相談支援」は、現在の特定制相談支援事業所を維持しつつ、地域自立支援協議会相談支援部会を活用し、特定制相談支援事業や障害者相談支援事業などの機能や役割を整理し、相談支援の質の向上を図るとともに、人材の育成と確保を図ります。
- 「地域移行支援」、「地域定着支援」は、サービス提供基盤として、どの程度の整備が必要なのかを検討しつつ、サービス提供事業所や地域自立支援協議会、関係機関などが連携し、地域移行が実現できるよう、支援体制の整備と充実を図ります。

4 地域生活支援事業サービスの見込み量

(1) 地域生活支援事業の概要

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第 77 条に基づき、障害者及び障害児が地域で自立した日常生活や社会生活（就労など）を営むことができるよう、本町の地域資源や利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業です。

これまで実施してきた事業の実績やニーズなどを踏まえ、引き続きニーズの拡大や提供体制の整備状況に応じて、事業実施を検討します。

図表 主な地域生活支援事業

種別	事業名	内 容
必須事業	理解促進・研修啓発事業	障害者などに対する理解を深めるため、広報活動、研修会などを行う事業です。
	自発的活動支援事業	障害者福祉の増進と共生社会の実現に向け、障害者やその家族、地域などからなる団体が地域において自発的に行う活動に対して支援する事業です。
	相談支援事業	○障害者相談支援事業 障害のある人などからの相談に応じて、必要な情報の提供及び助言、サービスの利用支援、虐待の防止など権利擁護のための援助を行う事業です。 ○市町村相談支援機能強化事業 相談支援の強化のために、専門的職員を配置する事業です。 ○住宅入居等支援事業 賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障害者などに対して、入居に必要な調整などの支援を行うとともに、家主などへの相談・助言を通じて地域生活を支援する事業です。
	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者や精神障害者に対して、成年後見制度の利用を支援することにより、障害者の権利擁護を図る事業です。
	成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見などの業務を適切に行うことができる法人を確保する体制整備に向け、事業の実施方法について、検討する事業です。
	意思疎通支援事業	手話通訳者、要約筆記者の派遣事業、手話通訳者の設置事業など、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人などと他の人との意思疎通を仲介する事業です。
	日常生活用具給付等事業	日常生活上の便宜を図るため、重度障害者に特殊寝台や特殊マット、入浴補助用具などを給付または貸与する事業です。
	移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動など、社会参加のために外出の際の支援を行う事業です。
	地域活動支援センター事業	地域の実情に応じ、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの便宜を供与する事業です。

種別	事業名	内 容
任意事業	訪問入浴サービス事業	身体障害のある人を対象に、自宅での入浴サービスを行う事業です。
	日中一時支援事業	家族の就労支援や家族の一時的な休息を目的に、障害者などの日中における活動の場を提供する事業です。
	スポーツ・レクリエーション教室開催など	スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害者の体力増強、交流、余暇などに資するため、障害者スポーツを普及するため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障害者スポーツ大会を開催する事業です。

(2) 地域生活支援事業の実績および地域生活支援事業の見込み量の設定と確保方策

第5期計画期間における地域生活支援事業の実績と第6期計画期間における地域生活支援事業の見込み量は、次のとおりです。

図表 第5期計画の域生活支援事業の実績および第6期計画の地域生活支援事業の見込み量一覧

項 目	単位	第5期			第6期		
		平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)
① 理解促進・研修啓発事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
② 自発的活動支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
③ 相談支援事業							
障害者相談支援事業	か所	2	2	2	2	2	2
基幹相談支援センター	有	有	有	有	有	有	有
市町村相談支援機能強化事業	有無	無	無	無	無	無	無
住宅入居等支援事業	有無	無	無	無	無	無	無
④ 成年後見制度利用支援事業							
成年後見制度利用支援事業	件	0	0	0	1	1	1
⑤ 成年後見制度法人後見支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
⑥ 意思疎通支援事業							
手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣事業	件	10	13	18	15	15	15
⑦ 日常生活用具給付事業							
日常生活用具給付事業(計)	件	650	677	708	710	710	710
介護訓練支援用具	件	2	3	1	2	2	2
自立生活支援用具	件	2	2	2	3	3	3
在宅療養等支援用具	件	1	4	5	4	4	4
情報・意思疎通支援用具	件	0	23	20	20	20	20
排泄管理支援用具	件	645	645	680	680	680	680
住宅改修費	件	0	0	0	0	0	0
⑧ 移動支援事業							
移動支援事業	人	5	5	2	5	5	5
	時間	323.5	324	15.5	366	366	366

項 目	単位	第5期			第6期		
		平成 30 年度 (2018)	令和 2 年度 (2019)	令和 3 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)
⑨ 地域活動支援センター							
地域活動支援センター	か所	1	1	1	1	1	1
	人	14	14	14	15	15	15
⑩ 訪問入浴サービス事業							
訪問入浴サービス事業	人	0	1	1	1	1	1
	回数	0	12	84	104	104	104
⑪ 日中一時支援事業							
日中一時支援事業	人	18	15	7	7	7	7
	回数	287	409	246	95	95	95
⑫ スポーツ・レクリエーション教室開催など	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施

(3) 実施に関する考え方・見込み量確保のための方策など

① 理解促進・研修啓発事業（必須事業）

共生社会の実現を図り、障害者などに対する理解を深めるため、住民に対する研修・啓発を行います。

② 自発的活動支援事業（必須事業）

障害福祉の増進と共生社会の実現に向け、障害のある方やその家族、地域住民や団体などが地域において自発的に行う活動（交流会活動や災害対策活動、地域による見守り活動など）に対し、補助金交付などの支援を行います。

③ 相談支援事業（必須事業）

町内の指定特定相談支援事業者に委託し、障害者相談支援センター（「以下「センター」という。）を2か所設置しています。

小牛田地域のセンターは、障害福祉部門が所属する美里町健康福祉センター内に配置し、相談者に対してワンストップでの相談対応ができ、南郷地域のセンターは、障害者日中活動支援施設「のぎく」内に配置し相談を行っています。

様々な相談に対応する総合窓口として、現在、小牛田地域のセンターが町の基幹相談支援センターの役割も担っていますが、専門的な相談支援、困難事例などの相談を適正かつ円滑に実施するため、大崎圏域を一つとした重層的な相談支援体制の構築を進めていきます。

また、地域自立支援協議会において地域課題を共有し、課題解決へ向けた検討を図るなど、相談支援と地域自立支援協議会との連携による支援体制の充実に努めます。

④ 成年後見制度利用支援事業（必須事業）

成年後見制度の申立て費用や成年後見人などに対する報酬などを負担することが難しい方に対して審判の申立てに係る費用や成年後見人、保佐人又は補助人に対する報酬を支援します。

あわせて、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、社会福祉協議会など関係機関とのさらなる連携強化を図るとともに、制度に関する情報提供を充実させ、制度の周知啓発活動と必要な人への利用促進に取り組みます。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業（必須事業）

平成 30 年度から開催されている権利擁護支援ネットワーク会議をとおり、成年後見制度における後見などの業務を適切に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、親の高齢化により、増加が見込まれる後見ニーズに対応するために、市民後見人の活用も含めた法人後見の安定的な実施体制の構築を目指します。

⑥ 意思疎通支援事業（必須事業）

意思疎通支援事業については、一般社団法人宮城県聴覚障害者福祉会に委託し、手話通訳者の派遣依頼があった場合には、協会と連携し迅速に対応します。

⑦ 日常生活用具給付事業（必須事業）

日常生活用具給付等事業については、相談支援事業や広報などを通じて事業の周知を図るとともに、関係機関との連携のもとで、利用希望者一人ひとりの状況にあわせた適切な用具の給付に努めます。

また、用具の機能や性能の向上に合わせ、給付品目の見直しを定期的に行い、利用者の日常生活の便宜を図ります。

事業項目	事業内容
介護訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなどの、身体介護を支援する用具や障害児が訓練に用いるいすなど
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置など、障害のある人の入浴、食事、移動などを支援する用具
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計など、在宅療養などを支援する用具
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭など、情報収集、情報伝達や意思疎通などを支援する用具
排泄管理支援用具	ストマ用装具など、排泄管理を支援する衛生用品
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	小規模な住宅改修を行う際の費用の一部助成

⑧ 移動支援事業（必須事業）

移動支援事業については、障害特性やニーズの拡大に対応していくうえで、供給体制が不安定にならないよう、サービス提供事業所と連携しながら、障害のある人の社会参加を促進します。

⑨ 地域活動支援センター（必須事業）

障害のある人の日中の居場所づくりを促進し、障害特性やニーズの拡大に対応できるよう、実施主体となる社会福祉法人と連携し、本人の障害特性にきめ細かい配慮をしながら丁寧な相談対応を行い、社会復帰に向けた支援を推進します。

⑩ 訪問入浴サービス事業（任意事業）

自宅で入浴することが困難な常時寝たきりの身体障害のある人を訪問し、入浴できるよう支援する事業です。現時点で町内に訪問入浴サービス事業所はないため町外の事業者の登録により、利用希望者のへの適切なサービス提供に努めています。

⑪ 日中一時支援事業（任意事業）

日中一時支援は、障害者などの家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とした事業であり、介護者への支援としても重要となっています。現在は町内 2 か所、町外 3 か所の登録事業所でサービスを行っていますが、受け入れ可能人数にも限りがあり、利便性の面からも町内への新規事業所の参入が求められています。

今後も緊急時の支援や介護者の負担軽減につがるよう、サービス提供事業所と調整を図りながら、利用促進に努めます。

⑫ スポーツ・レクリエーション教室等開催（任意事業）

町の障害者福祉協会のスポーツ活動を支援し、会員相互の交流、体力増強、社会参加を促進します。



第5章 第2期障害児福祉計画

1 第1期障害児福祉計画の進捗

国は、第1期障害児福祉計画（平成30年度～令和2年度）の策定にあたって、児童発達支援センターを中心とした地域支援体制の構築及び発達障害者支援の一層の充実について積極的かつ具体的な指針を示すとともに、これを「成果目標」とし、計画の分析・評価・見直しを行うという枠組みを示しています。

本町においても、国・県が示す指針に準拠して成果目標を設定し、障害のある子どもの状況と意向、地域の受入体制などの状況を踏まえたうえで、サービス事業所や各種支援機関などと連携しながら、取り組みを進めています。

（1）児童発達支援センターの設置

図表 児童発達支援センターの設置（令和2年度末）

項 目	数 値	備 考
児童発達支援センターの設置	【目標値】 圏域で1か所	・令和2年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。 ・市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

◎ 児童発達支援センター設置の取組状況

- 大崎市、色麻町、加美町、涌谷町及び美里町は、1市4町で構成する大崎地域広域行政事務組合が運営する「大崎広域ほなみ園」を障害のある子供を支援する療育拠点としており、同園は平成24年度の児童福祉法の改正に伴い、現在の児童発達支援センターに移行しました。

◎ 取り組みの評価・今後の改善など

- 「大崎広域ほなみ園」がセンター機能を生かし、専門的支援のノウハウを提供するなど、センターを中心とした支援ネットワークを構築できるよう支援していきます。

(2) 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

図表 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築（令和2年度末）

項 目	数 値	備 考
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	【目標値】 圏域で1か所	・令和2年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

◎ 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築の取組状況

- 大崎市、色麻町、加美町、涌谷町及び美里町は、1市4町で構成する大崎地域広域行政事務組合が運営する「大崎広域ほなみ園」が児童発達支援センターとして保育所等訪問支援を実施しています。実施機関、母子保健部門、幼稚園・保育所、教育委員会などと綿密な連携により保育所等訪問支援の実施体制の確保に努めます。

◎ 取り組みの評価・今後の改善など

- 計画期間における利用実績はない状況ですが、関係機関と連絡調整を図り、今後もサービス提供に努めます。

(3) 重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの確保

図表 重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの確保（令和2年度末）

項 目	数 値	備 考
【目標値】 重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの確保	圏域で1か所	・令和2年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。 ・市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

◎ 重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの確保の取組状況

- 令和2年度まで体制整備できるよう関係する大崎圏域の1市4町で構成している大崎地域障害者自立支援ネットワーク会議の中で、協議検討するなどの取り組みを進めてきました。

◎ 取り組みの評価・今後の改善など

- 医療的ニーズの高い重症心身障害児が適切な支援を受けられるよう、今後も大崎地域障害者自立支援ネットワーク会議などで協議を進めていきます。

（４）医療的ケア児に対する協議の場の設置状況

図表 医療的ケア児に対する協議の場の設置（令和２年度末）

項 目	数 値	備 考
【目標値】 医療的ケア児に対する 協議の場の設置	圏域で設置	・医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成 30 年度末までに、県、各圏域、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育などの関係機関などが連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。 ・市町村単独での設置が困難な場合には、県が関与したうえでの、圏域での設置であっても差し支えない。

図表 （参考）医療的ケア児を支援する体制構築

項 目	数 値	備 考
医療的ケア児を支援する 体制構築	圏域で 1 人	・上記の医療的ケア児に対する協議の場とともに、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

〔 第 1 期見込み量の設定 〕

項 目	単 位	第 1 期		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整 するコーディネーター の配置人数	人数（実人）	0	0	1

◎ 医療的ケア児に対する協議の場の設置の取組状況

- 医療的ケアの必要な子ども達（医療的ケア児）が適切な支援を受けられるように、大崎 1 市 4 町で構成している大崎地域障害者自立支援ネットワーク会議の中で、協議検討するなどの取り組みを進めてきましたが、保健、医療、保育、教育などの関係機関が連携を図るための協議に進んでいない状況です。

◎ 取り組みの評価・今後の改善など

- 引き続き医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、大崎圏域内の市町で連携し協議を進めます。

2 第2期障害児福祉計画における成果目標の設定

計画期間における成果目標を次のとおり設定します。

(1) 児童発達支援センターの設置

大崎市、色麻町、加美町、涌谷町及び美里町は、1市4町で構成する大崎地域広域行政事務組合が運営する「大崎広域ほなみ園」を障害のある子どもを支援する療育拠点としており、同園は平成24年度の児童福祉法の改正に伴い、現在の児童発達支援センターに移行しました。

今後も、同園がセンター機能を生かし、専門的支援のノウハウを提供するなど、センターを中心とした支援ネットワークを構築できるよう支援していきます。

図表 児童発達支援センターの設置

項 目	数 値	国の指針による考え方
児童発達支援センターの設置	圏域で1か所	- 令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。 - 市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

(2) 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

大崎市、色麻町、加美町、涌谷町及び美里町の1市4町で構成する大崎地域広域行政事務組合が運営する「大崎広域ほなみ園」が児童発達支援センターとして保育所等訪問支援を実施しています。

今後も、実施機関、母子保健部門、幼稚園・保育所、教育委員会などと緊密な連携により保育所等訪問支援の実施体制の確保に努めます。

図表 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

項 目	数 値	国の指針による考え方
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	圏域で1か所	令和5年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

(3) 重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの確保

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、大崎圏域内のサービス提供事業所へ働きかけ、連携を図りながら、令和5年度末までに事業所を1か所確保します。

図表 重症心身障害児を支援する児童発達支及び放課後等デイサービスの確保

項 目	数 値	国の指針による考え方
重症心身障害児を支援する児童発達支及び放課後等デイサービスの確保	圏域で1か所	- 令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。 - 市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

(4) 医療的ケア児に対する協議の場の設置

医療的ケアの必要な子ども達（医療的ケア児）が適切な支援を受けられるよう、大崎圏域内の市町で連携して協議の場を設け、必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげます。

図表 医療的ケア児に対する協議の場の設置

項 目	数 値	国の指針による考え方
医療的ケア児に対する協議の場の設置	圏域で設置	- 医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに、県、各圏域、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育などの関係機関などが連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。 - 市町村単独での設置が困難な場合には、県が関与したうえでの、圏域での設置であっても差し支えない。

また、県や関係機関の行う研修への相談支援専門員の参加を支援し、医療的ケア児コーディネーターを養成するとともに、医療的ケア児を支援する地域づくりの推進を担うコーディネーターを1名配置します。

図表 (参考) 医療的ケア児を支援する体制構築

項 目	数 値	国の指針による考え方
医療的ケア児を支援する体制構築	圏域で1人	上記の医療的ケア児に対する協議の場とともに、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

[第1期見込み量の設定]

項 目	単 位	第2期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人数（実人）	1	1	1

3 障害児福祉サービスの見込み量及び確保の方策

(1) 障害児通所支援（1 か月当たりの利用見込み）

① 放課後等デイサービス

[サービス概要]

事業名	内 容
放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス	就学している障害のある子どもなどに、授業の終了後または休業日に児童発達支援センターなどの施設で、生活能力の向上のために必要な訓練、社会交流の訓練、社会交流の機会を提供します。

[第 1 期のサービスの利用状況・第 2 期のサービス見込み量の設定]

- 平成 30 年 12 月、町内にサービス提供事業所が開設されたため、身近な地域で利用できるようになりました。
- 利用状況は、利用人数、利用日数ともに、増加推移となっており、計画値を大幅に上回る利用となっています。
- 1 人当たり見込み利用量は、各年度で増減がみられ、令和 2 年度における 1 か月の利用日数は、1 人当たり 16.6 人日/月となっています。

項 目		単 位	第 1 期			第 2 期		
			平成 30 年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)
放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス	計画値	利用人数 (実人/月)	13	15	17	31	33	35
	実 績		19	20	25			
	計画値	利用日数 (人日分/月)	238	275	311	515	548	581
	実 績		283	287	416			
1 人当たり見込み利用量		人日/月	14.9	14.4	16.6	16.6	16.6	16.6

※利用実績は平成 30 年度～令和元年度は 3 月末、令和 2 年度は 6 月末現在

[見込み量の設定]

- 令和 3 年度から令和 5 年度までの利用人数の見込みについては、第 1 期の推移を踏まえ、また、令和 3 年に開設予定の事業所があるため令和 3 年度に 6 人増、以後は各年度 2 人増を見込んでいます。
- 令和 3 年度から令和 5 年度までの利用日数の見込みについては、各年度に見込まれる利用人数に 1 人当たり見込み利用量（16.6 人日/月）を掛けて算定しました。

[見込み量確保の方策]

- 利用ニーズの把握に努め、町内及び大崎圏域内の市町との広域的な調整により、新規参入を含めサービス基盤の確保を図ります。

- 障害者相談支援事業所が中心となり保健、医療、教育などと連携を図るとともに、地域自立支援協議会で協議し、障害の特性を踏まえた質の高い支援を提供できるよう事業所などに対して研修などを行いサービスの質の確保も図っていきます。

② 児童発達支援

〔 サービス概要 〕

事業名	内 容
児 童 発 達 支 援	障害のある子どもなどに、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。
医療型発達支援	障害のある子どもなどに、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などのほか、治療を行います。
居 宅 訪 問 型 児 童 発 達 支 援	児童発達支援などの障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な重症心身障害のある子どもなどに、児童発達支援センターなどから居宅訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などの支援を実施します。

〔 第 1 期のサービスの利用状況・第 2 期のサービス見込み量の設定 〕

（児童発達支援）

- 児童発達支援については、これまで町内にサービス提供事業所はなく、大崎圏域内外のサービス提供事業所を利用しています。平成 30 年度に、大崎広域行政事務組合が運営する事業所で、医療的ケア児が受け入れられる体制を整備し、令和 2 年度現在、医療的ケアが必要な児童 1 人が利用しています。また、令和 2 年 7 月、町内にサービス提供事業所が開設されたため、より身近な地域で利用ができるようになりました。
- 利用状況は、利用人数は減少推移となっていますが、利用日数は個人ごとに必要量が違うため、年度によって幅があります。実績と計画値との比較では、利用人数、利用日数ともに、概ね計画値を上回る推移となっています。
- 1 人当たり見込み利用量は、各年で増減がみられますが、増加傾向にあり、令和 2 年度における 1 か月の利用日数は、1 人当たり 18.5 人日/月となっています。

（医療型発達支援）

- 医療型児童発達支援は、現在利用者がいない状況ですが、今後の提供体制について、圏域内で検討していく必要があります。

項 目		単 位	第 1 期			第 2 期		
			平成 30 年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)
児 童 発 達 支 援	計画値	利用人数 (実人/月)	8	9	10	10	11	12
	実 績		11	10	8			
	計画値	利用日数 (人日分/月)	130	147	163	185	204	222
	実 績		159	136	148			
1 人 当 た り 見 込 み 利 用 量		人日/月	14.5	13.6	18.5	18.5	18.5	18.5

※利用実績は平成 30 年度～令和元年度は 3 月末、令和 2 年度は 6 月末現在

項 目		単 位	第 1 期			第 2 期		
			平成 30 年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)
医療型発達支援	計画値	利用人数 (実人/月)	0	0	0	0	0	0
	実 績		0	0	0			
	計画値	利用日数 (人日分/月)	0	0	0	0	0	0
	実 績		0	0	0			
1 人当たり見込み利用量		人日/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
居 宅 訪 問 型 児 童 発 達 支 援	計画値	利用人数 (実人/月)	0	0	1	1	1	1
	実 績		0	0	0			
	計画値	利用日数 (人日分/月)	0	0	1	1	1	1
	実 績		0	0	0			
1 人当たり見込み利用量		人日/月	0.0	0.0	0	1.0	1.0	1.0

※利用実績は平成 30 年度～令和元年度は 3 月末、令和 2 年度は 6 月末現在

〔見込み量の設定〕

- 児童発達支援は、第 1 期の推移を踏まえ、また、町内に事業所が開設され供給量が増加となることから、令和 3 年度に 2 人増、以後は各年度 1 人増を見込んでいます。利用日数の見込みについては、各年度に見込まれる利用人数に 1 人当たり見込み利用量（18.5 人日/月）を掛けて算定しました。
- 医療型発達支援は、第 1 期の推移を踏まえ、0 人を見込んでいます。
- 居宅訪問型児童発達支援は、平成 30 年度からの新たなサービスで、現在利用者がいない状況ですが、今後は利用者も見込まれることから、令和 3 年度から令和 5 年度までの利用人数の見込みについては、各年度 1 人を見込み、利用日数の見込みについては、各年度に見込まれる利用人数に 1 人当たり見込み利用量（1.0 人日/月）を掛けて算定しました。

〔見込み量確保の方策〕

- 児童発達支援は、障害児や発達障害のある子どもの増加が見込まれるため、身近な地域で早い段階での支援ができるよう、サービス提供基盤の充実やサービス提供量の確保に努めます。
- 居宅訪問型児童発達支援については、関係機関との連絡調整を図り、町内及び大崎圏域内の市町との広域的な調整により、新規参入を含めサービス基盤の確保を図ります。

③ 保育所等訪問支援

[サービス概要]

事業名	内 容
保育所等訪問支援	保育所などを訪問し、保育所などに通う障害のある子どもなどに、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

[第1期のサービスの利用状況・第2期のサービス見込み量の設定]

- 令和2年度現在、町内にサービス提供事業所はなく、大崎圏域内のサービス提供事業所より、提供されますが、利用者がいない状況です。

項 目		単 位	第1期			第2期		
			平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
保育所等訪問支援	計画値	利用人数 (実人/月)	1	1	1	1	1	1
	実績		0	0	0			
	計画値	利用日数 (人日分/月)	1	1	1	1	1	1
	実績		0	0	0			
1人当たり見込み利用量		人日/月	0.0	0.0	0.0	1.0	1.0	1.0

※利用実績は平成30年度～令和元年度は3月末、令和2年度は6月末現在

[見込み量の設定]

- 第1期の利用実績はありませんが、計画期間において、各年度1人を見込み、利用日数の見込みについては、各年度に見込まれる利用人数に1人当たり見込み利用量（1.0人日/月）を掛けて算定しました。

[見込み量確保の方策]

- 支援が必要な児童の状態把握に努め、子どもたちが在籍する集団において、障害特性に合わせた適切な支援を受けられるように、サービス提供基盤の充実やサービス提供量の確保に努めます。

（２）障害児相談支援（１か月当たりの利用見込み）

〔 サービス概要 〕

事業名	内 容
障害児相談支援	障害児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）などの支援を行います。

〔 第１期のサービスの利用状況・第２期のサービス見込み量の設定 〕

- 令和２年度現在、町内３事業所のほか、大崎圏域内のサービス提供事業所より、提供されています。
- 利用状況は、平成３０年度まで計画値を上回りましたが、令和元年度から横ばいとなっています。

項 目		単 位	第１期			第２期		
			平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)
障害児相談支援	計画値	利用人数 (実人/月)	6	7	8	10	12	14
	実績		10	7	8			

※利用実績は平成３０年度～令和元年度は３月末、令和２年度は６月末現在

〔 見込み量の設定 〕

- 令和３年度から令和５年度までの利用人数の見込みについては、町内に事業所の参入が進んでおり新規利用者の増加が見込まれるため、各年度２人増として算定しました。

〔 見込み量確保の方策 〕

- 計画相談支援の見込み量については、実際のサービス対象者数とし、現在の障害児が適正にサービス利用計画が作成されるよう、必要な相談員数の確保に努めます。

第6章 計画の推進

1 計画の推進における連携

(1) 県及び大崎圏域での連携

県及び大崎圏域内の市町と連携を図りながら、障害福祉施策を推進していくうえで不可欠な保健・医療・福祉に関わる各種資格者、専門従事者などの計画的養成と確保に努め、安定した事業提供量を図ります。

(2) 庁内における連携

庁内においては、各分野の進捗状況を定期的に把握するとともに、複雑・多様化しつつある施策ニーズに対し、柔軟に対応できるよう関係各課の緊密な連携に取り組みます。

また、障害者差別解消法の施行を受けて、町においては合理的配慮を提供することが法的義務となりました。そのため、各種研修などを通じ、職員の障害のある人への理解と人権意識や福祉意識の向上に努めます。

(3) 地域自立支援協議会との連携

障害のある人が地域で自立した生活をするための様々なニーズを的確に把握し、きめ細かな支援を行うことができるよう、地域自立支援協議会を地域課題の共有・解決を担う検討の場として明確に位置付け、相談支援事業所と連携し、より効果的に運営します。

(4) サービス提供事業所と連携したサービスの質・量の確保

障害のある人やその家族の状況を踏まえ、サービスの質の向上と安定した供給に向けて、サービス提供事業所と連携し、必要なニーズの把握とともに、必要なサービス提供などに対応した供給体制を確保します。

(5) 住民や地域活動団体などとの連携

計画の確実な推進を図るために、町内外の様々な主体が、それぞれの役割を担い、相互に協力し合えるよう、有機的な連携体制づくりを目指します。

また、地域で共生する社会を構築していくためには、地域の方々の障害への理解、協力とともに、地域福祉の推進が必要不可欠であるため、社会福祉協議会などとも連携を図り、生活支援や障害に関わる特性などの理解を深めます。

2 計画の進行管理

(1) 点検及び評価体制

本計画の推進にあたっては、関係する庁内関係各課と連携を図りながら、進捗状況を確認、評価を行いながら計画を推進するとともに、「サービス提供が適切に行われているか」「地域生活への移行が進んでいるか」「一般就労への移行が進んでいるか」など、令和5年度末の目標値として設定した項目についての達成状況を点検・評価する機会を設け、その結果に基づき、必要な対策を講じていくものとします。

毎年の実施状況を地域自立支援協議会に報告し、進捗状況の点検と評価を受けながら、PDCAの構築に努めます。

(2) 成果目標と活動指標について

① 成果目標

成果指標に関しては、国の示した障害福祉計画及び障害児福祉計画に関する基本指針を踏まえ、「第6期障害福祉計画における成果目標の設定」、及び「第2期障害児福祉計画における成果目標の設定」に掲げる目標値を成果目標とし、サービス体系の整備を行います。

② 活動指標

活動指標は、成果目標などを達成するためにサービスの必要量の見込を評価の指標として設定するもので、その確保状況の進捗を成果目標とともに、定期的に評価していきます。

3 計画の普及・啓発

本計画内容について広報などでの普及・啓発を行い、周知を図ります。

また、一人ひとりが、福祉の担い手であるという意識を持っていただくために、様々な地域活動を通じて障害への理解、計画の普及・啓発を行います。

資 料 編

資料 1 策定経過

(策定期間：令和 2 年 7 月～令和 3 年 3 月)

開 催 日 時	内 容	備 考
令和 2 年 7 月 30 日	第 1 回策定委員会	○ 委嘱状の交付 ○ 町長あいさつ ○ 委員紹介及び事務局紹介 ○ 会長及び副会長の選任について ○ 協議事項 (1) 策定委員会の運営について (2) 美里町障害者計画等の策定方針について (3) 町民向けアンケート調査について
令和 2 年 8 月	アンケート調査実施	
令和 2 年 10 月 22 日	第 2 回策定委員会	○ 協議事項 (1) 第 5 期美里町障害福祉計画等の進捗状況について (2) アンケート調査結果について
令和 2 年 11 月 25 日	第 3 回策定委員会	○ 協議事項 (1) 第 6 期美里町障害福祉計画及び第 2 期美里町障害児福祉計画（素案）について
令和 2 年 12 月 8 日～ 令和 3 年 1 月 12 日	パブリックコメント	○ 意見： 件
令和 3 年 1 月 25 日 頃	第 4 回策定委員会	○ 協議事項 (1) パブリックコメントの実施結果について (2) 第 6 期美里町障害福祉計画及び第 2 期美里町障害児福祉計画（案）について

資料2 策定委員会

美里町障害者計画等策定委員会条例

平成 25 年 12 月 24 日

条例第 51 号

(設置)

第 1 条 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 11 条第 3 項に規定する市町村障害者計画（以下「障害者計画」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条第 1 項に規定する市町村障害福祉計画（以下「障害福祉計画」という。）及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 20 第 1 項に規定する市町村障害児福祉計画（以下「障害児福祉計画」という。）の策定に当たり、障害者福祉の推進について、広く町民の意見を聴取するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、美里町障害者計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

- (1) 障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定及び見直しに関すること。
- (2) 障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画に基づく施策の推進に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 8 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉団体関係者
- (3) 保健医療関係者
- (4) 地域住民の組織に所属する者
- (5) 行政機関の職員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めた者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱した日から起算して 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 委員会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、美里町課設置条例（平成18年美里町条例第6号）第2条に掲げる健康福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月14日条例第37号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

(美里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 美里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年美里町条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表障害者計画策定委員会条例の部中「障害者計画策定委員会」を「障害者計画等策定委員会」に改める。

(障害児福祉計画の準備行為としての諮問に係る調査審議当)

- 3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成28年法律第65号。以下「改正法」という。）附則第10条の規定による障害児福祉計画の作成の準備として改正法の施行日前の町長からの諮問に応じて行う障害児福祉計画の策定に係る調査審議及び答申は、第2条の規定の施行前においても行うことができる。

策定委員会委員名簿

策定委員会委員名簿

(敬称略)

No.	委員氏名	団 体 名	備 考
1	黒 沼 篤 司	社会福祉法人 美里町社会福祉協議会	会長
2	木 村 明 子	美里町民生委員児童委員協議会	副会長
3	石 川 芳 民	美里町障害者福祉協会	委員
4	伊 藤 公 善	社会福祉法人 みんなの輪 わ・は・わ美里	委員
5	横 山 眞 和	遠田郡医師会	委員
6	須 田 明 美	南郷手をつなぐ会	委員
7	熊 谷 幸 一	宮城県北部保健福祉事務所	委員
8	浅 野 彩 子	宮城県立支援学校小牛田高等学園	委員

(任期：令和2年7月30日～令和4年7月29日)

資料3 用語解説

この用語解説は、本計画に使用している言葉のうち、法律用語、専門用語、外来語などの一般的にわかりづらいものに解説をつけて、五十音順に整理したものです。

あ行

◆医療的ケア児

医師の許可、医師や看護師の指導支援体制の下、本人や家族などが治療目的ではなく、生活援助を目的として行う「たんの吸引」や「経管栄養」などの行為を必要とする子どものこと。

か行

◆学習障害（LD）

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどの特定の能力を学んだり、行ったりすることに著しい困難がある状態。

◆共生社会

障害者をはじめ、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった人々が、積極的に参加・貢献していくことができる社会。誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様なあり方を相互に認め合える全員参加型の社会のこと。

そのために、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる社会の形成をめざすもの。

◆協働

異なる主体が何らかの目標を共有し、共に力を合わせ活動すること。本計画では、住民と行政が対等な立場で目的を共有しながら、連携・協力して地域の公共的な課題の解決に取り組むパートナーシップのあり方を表現する概念として用いている。

◆高次脳機能障害

交通事故や脳血管疾患などにより脳に損傷を受け、言語・思考・記憶・行為・学習・注意などの知的な機能に障害を抱え生活に支障を来すこと。

高次脳機能障害は、精神・心理面での障害が中心となるため、外見上は障害が目立たず、誤解を受けやすいため、人間関係のトラブルを繰り返すことも多く、社会のなかで孤立してしまったり、社会復帰が困難な状況におかれることもある。

◆合理的配慮

障害の有無に関わらず、平等に人権を享受し行使できるよう、一人ひとりの特徴や場面に応じて発生する障害・困難さを取り除くための、個別の調整や変更のこと。平成28年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）により、行政機関や事業者には、障害者に対する合理的配慮を可能な限り提供することが求められている。

さ行

◆試行雇用（トライアル雇用）制度

事業主が最長3か月の試行雇用を行う、就職に対する不安を軽減し、事業主と障害のある人の相互の理解を深め、その後の常用雇用を目指す制度。

◆市町村障害者計画

障害者基本法に基づき、市町村が策定する計画で、障害者のための施策に関する課題、目標、具体的な方策などを定めるもの。

◆市町村障害児福祉計画

児童福祉法に基づき、市町村が策定する計画で、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に即し、策定する計画。

◆市町村障害福祉計画

障害者総合支援法に基づき、市町村の実情を勘案して作成されなければならないとされているもので、障害福祉サービス、相談支援体制及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関して定める計画。

◆児童発達支援センター

地域の障害のある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設。

◆自閉症

社会性や他者とのコミュニケーション能力に困難が生じる発達障害の1つ。

現在では、何らかの要因で脳に障害が起こったものとみなされており、知的障害を伴う場合、伴わない場合がある。（知的障害を伴わない場合を特に高機能自閉症と呼ぶ。）

◆手段的日常生活動作（IADL）

電話の使い方、買い物、家事、移動、外出、服薬の管理、金銭の管理など、日常生活動作ではとらえられない高次の生活機能の水準を測定するもの。

◆手話通訳者

音声言語・手話間、または異なる手話間を変換して通訳する人のこと。

◆職場適応援助者（ジョブコーチ）制度

事業所に職場適応援助者（ジョブコーチ）を派遣し、障害のある人や事業主に対して雇用の前後を通じて障害特性を踏まえた直接的、専門的な援助を実施する制度。

◆障害者基本法

障害者施策に関する基本的理念とともに、国や地方公共団体などの責務、障害者のための施策の基本となる事項を定めることなどにより、障害者のための施策を総合的かつ計画的に推進し、障害者の自立とあらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする法律。

◆障害者虐待防止法

障害者に対する虐待は「障害者の尊厳を害する」行為と位置づけ、虐待の早期発見、防止を目的とした法律。主な内容は、障害者虐待を定義（1 養護者、2 障害者福祉施設従事者など、3 使用者による障害者虐待）するとともに、障害者の虐待禁止規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定をおき、障害者虐待防止などにかかる具体的なスキーム（仕組み）や虐待を発見した際の市町村や都道府県に通報する義務を定めている。

◆障害者総合支援法

障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とし、障害者・障害児が基本的人権を享有する個人として尊厳ある生活を営めるよう、必要な障害福祉サービスの給付や地域生活支援事業などの支援を総合的に行うことを定めた法律。

◆身体障害者手帳

身体障害者福祉法に基づき交付される手帳であり、身体障害の程度によって、1級から6級までに区分される。

◆精神障害者保健福祉手帳

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき交付される手帳であり、精神障害の程度によって1級から3級までに区分される。

◆成年後見制度

知的障害、精神障害などで判断能力が不十分な人が、様々な手続きや契約を行うときに、法律面や生活面の支援を行い、本人の権利や財産を守るための制度。

制度には、既に判断能力が低下している人のための法定後見制度と、将来判断能力が低下したときのために準備しておく任意後見制度がある。

◆生活の質（QOL）

障害福祉における「生活の質」としては、日常生活動作の向上にとどまらず、文化活動や社会参加などを含め、社会生活の質的向上という意味で用いられる。

た行

◆地域資源

特定の地域に存在する特徴的なものを資源として活用可能なものと捉える人やものなどの総称。ここでは障害福祉を推進していくうえで、活用可能な地域に存在する人や事業所、団体などの取り組み。

◆地域自立支援協議会

障害のある人など、障害のある子どもの保護者又は介護者と市町村、サービス事業者など、医療機関などとの連絡調整、地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うための会議。

◆注意欠陥多動性障害（ADHD）

発達障害者支援法による発達障害の1つ。原因は不明であるが、注意力・衝動性・多動性を自分でコントロールできない脳神経学的な疾患といわれている。

◆特別支援学級

小学校、中学校、高等学校、中等教育学校や幼稚園においては、教育上特別の支援を必要とする児童・生徒や幼児に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行う学級のこと。

◆特別支援学校

障害のある人などが「幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けること」と「学習上または生活上の困難を克服し自立が図られること」を目的とした学校。

な行

◆難病等

難病法（難病の患者に対する医療等に関する法律）に基づく難病は、発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの。

このうち、当該難病の患者数が本邦において厚生労働省令で定める人数に達せず、かつ、当該難病の診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっていることその他の厚生労働省令で定める要件を満たすものを指定難病という。

◆日常生活自立支援事業

判断能力の不十分な方々（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など）を対象に、福祉サービス利用手続きに関する相談・援助、日常的な金銭管理などを行う制度。

◆ネットワーク

網の目のようにつくった組織、系列、つながりそのものを意味する。社会福祉及び社会援助活動の領域では、人間関係、活動団体のつながりや相互連携の意味で多く用いられる。

◆ノーマライゼーション

高齢者や障害のある人など、ハンディキャップを持っていても、ごく普通の生活を営むことができ、かつ差別されない社会をつくるという福祉や教育のあり方を示す考え方。

は行

◆発達障害

人間の初期の発達過程が何らかの原因によって阻害され、認知、言語、社会性、運動などの機能の獲得が障害された状態。発達障害者支援法では、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥・多動性障害などを発達障害として挙げている。

◆避難行動要支援者

障害者などの防災施策において配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害発生時の避難などに特に支援を要する人のこと。災害対策基本法の一部改正（平成25年6月）により、避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられている。

◆バリアフリー

社会生活や社会参加をしていくうえで障壁（バリア）となるものを取り除くこと。近年では段差などによる移動の困難が生じないように配慮された住宅などのハード面だけではなく、すべての人の社会生活を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的なさまざまな障壁を除去するという意味で用いられている。

◆福祉的就労

障害者の就労形態の1つ。一般就労（企業的就労）が困難な障害者のために、障害福祉サービス事業所などで職業訓練などを受けながら、作業を行うなど、福祉的な観点に配慮された環境での就労のこと。

◆福祉避難所

災害時に自宅や避難所での生活が困難で、医療や介護などのサービスを必要とする人を一時的に受け入れ、保護するための避難所のこと。

ま行

◆モニタリング

ケアマネジメントの一過程。サービス利用計画に照らして状況把握を行い、決められたサービスや支援が約束どおり提供されているかどうか、事業所の活動と利用者の生活を見守ること。

や行

◆ユニバーサルデザイン

ユニバーサル＝普遍的な、全体の、という言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。

◆要約筆記者

聴覚障害のある人に話の内容、会議の進行、講演の内容などをリアルタイムで文字通訳する、筆記通訳する人のこと。

ら行

◆ライフステージ

人の一生における加齢に伴う変化を表す段階のことで、成長段階（幼年期、児童期、青年期、壮年期、老年期）や節目となる出来事（出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職など）によって区分される。

◆療育

「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育を意味し、障害児やその家族、障害に関し心配のある方などを対象として、障害の早期発見・早期治療、訓練などによる障害の軽減や基礎的な生活能力の向上を図るため、相談、指導、診断、検査、訓練などの支援を行うこと。

◆療育手帳

知的障害者福祉法により知的障害と判定された方に対して交付される手帳であり、障害の程度によってAとBに区分される。

◆レスパイト

「休息、息抜き」を意味し、障害のある人を介護・療育する家族などに、その負担軽減のために、一時的な休息などを提供するためのサービスのこと。

第 6 期 美里町障害福祉計画
第 2 期 美里町障害児福祉計画

発 行：令和●年●月

編集・発行：美里町 健康福祉課

〒987-0004

宮城県遠田郡美里町牛飼字新町 51 番地

電 話：0229-32-2946 FAX：0229-32-2942

町ホームページ：http://www.town.misato.miyagi.jp